

令和元年6月第24回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和元年6月17日第24回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木 高行                      2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄                      4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子                      6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子                      8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一                      10番 佐 藤 正 司

11番 森 義 洋                      12番 大 槻 和 弘

13番 百 井 いと子                      14番 鈴 木 邦 昭

15番 木 村 満                      16番 熊 田 芳 子

17番 佐 藤 ア ヤ                      18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

|                        |         |                        |           |
|------------------------|---------|------------------------|-----------|
| 町 長                    | 山 田 周 伸 | 副 町 長                  | 三 戸 部 貞 雄 |
| 総 務 課 長                | 佐々木 人 見 | 企 画 財 政<br>課 長         | 大 堀 俊 之   |
| 税 務 課 長                | 佐々木 厚   | 町 民 生 活<br>課 長         | 関 本 博 之   |
| 福 祉 課 長                | 佐 藤 育 弘 | 子 ど も 未 来<br>課 長       | 橋 元 栄 樹   |
| 健 康 推 進<br>課 長         | 齋 藤 彰   | 農 林 水 産<br>課 長         | 菊 池 広 幸   |
| 商 工 観 光<br>課 長         | 齋 義 弘   | 都 市 建 設<br>課 長         | 袴 田 英 美   |
| 施 設 管 理<br>課 長         | 齋 藤 輝 彦 | 上 下 水 道<br>課 長         | 川 村 裕 幸   |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 菊 地 邦 博 | 教 育 長                  | 岩 城 敏 夫   |
| 教 育 次 長<br>兼 学 務 課 長   | 南 條 守 一 | 生 涯 学 習<br>課 長         | 片 岡 正 春   |
| 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長   | 山 田 勝 徳 | 選 挙 管 理 委 員 会<br>書 記 長 | 佐々木 人 見   |
| 代 表 監 査<br>委 員         | 澤 井 俊 一 |                        |           |

○ 事務局より出席した者の職氏名

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 西 山 茂 男 | 庶 務 班 長 | 伊 藤 和 枝 |
| 主 事     | 片 岡 工   |         |         |

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 39 号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 40 号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 41 号 亶理町立郷土資料館条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 42 号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 43 号 物品購入契約の締結について（平成 31 年度亶理町  
消防団小型動力消防ポンプ購入事業）
- 日程第 8 議案第 44 号 工事請負契約の締結について（平成 30 年度亶理第  
5-1 号汚水枝線（その 4）工事）（繰越）
- 日程第 9 議案第 45 号 工事請負契約の締結について（平成 31 年度公共ゾ  
ーン敷地造成工事）
- 日程第 10 議案第 46 号 工事請負契約の締結について（平成 31 年度（復  
交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工事）
- 日程第 11 議案第 47 号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第 12 議案第 48 号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 49 号 令和元年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 1  
号）
- 日程第 14 議案第 50 号 令和元年度亶理町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税  
条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 16 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市  
計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 17 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町地域  
経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免

- 除に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第19 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(亶理町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第20 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第21 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度亶理町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第22 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について(平成30年度亶理町一般会計予算)
- 日程第23 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について(平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計予算)
- 日程第24 報告第8号 事故繰越し繰越計算書について(平成30年度亶理町一般会計予算)
- 日程第25 報告第9号 平成30年度亶理町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第26 報告第10号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第27 報告第11号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第28 報告第12号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第29 報告第13号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第30 報告第14号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第31 報告第15号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第32 報告第16号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第33 報告第17号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第34 議案第51号 物品購入契約の締結について(平成31年度亶理町新庁舎収納備品購入)
- 日程第35 議案第52号 工事請負契約の締結について(平成31年度(地道交)公共ゾーン町道悠里東西線外舗装工事)

- 日程第36 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）
- 日程第37 議案第54号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）町道東街道線舗装補修工事）
- 日程第38 議案第55号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）町道南新田芝西線舗装補修工事）
- 日程第39 議案第56号 工事請負契約の締結について（平成30年度亙理町立亙理小学校空調設備改修工事（繰越））
- 日程第40 議案第57号 工事請負契約の締結について（平成30年度亙理町立逢隈小学校空調設備改修工事（繰越））
- 日程第41 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成30年度亙理町立亙理中学校空調設備改修工事（繰越））
- 日程第42 議案第59号 監査委員の選任について
- 日程第43 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第44 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長から追加議案1件が提出されております。

第2、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第3、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） おはようございます。

令和元年第24回互理町議会定例会追加議案の説明を申し上げます。

本日追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案9件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第51号 物品購入契約の締結について（平成31年度互理町新庁舎収納備品購入）につきましては、去る5月31日に入札を執行した物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 工事請負契約の締結について（平成31年度（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線外舗装工事）から議案第58号 工事請負契約の締結について（平成30年度互理町立互理中学校空調設備改修工事（繰越））までの7件の議案につきましては、去る5月31日に入札を執行したそれぞれの工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

地方自治法第199条の3第1項に規定する代表監査委員について、令和元年6月30日をもって任期満了となることから、澤井俊一氏の後任として渋谷憲之氏を新

たに監査委員として選任したいので、同法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げ、追加議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第39号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第3、議案第39号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第39号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書、新旧対照表ともに1ページとなります。

議案書1ページ、議案第39号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が令和元年5月15日に改正されたものでございます。最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、選挙長等の報酬額が見直されたもので、国の基準に準ずることとしている本町の報酬額もあわせて改正するものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の別表関係となりますが、2行目、「選挙長」から5行目の「開票管理者」までと、1つ飛んで「投票所の投票立会人」までの5区分を200円、そのほか6行

目の「選挙立会人」、1つ飛んで8行目の「期日前投票所の投票立会人」と、その下、「開票立会人」の3区分を100円、それぞれ引き上げる改正となります。

議案書2ページに戻りまして、附則、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第40号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第40号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第40号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は3ページ、新旧対照表は2ページになります。

議案第40号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例。

亶理町手数料条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正については、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で「工業標準化法」についても一部改正が行われ、法律の名称が「産業標準化法」に変更となります。

また、近年では物だけでなくマネジメント分野、サービス分野等の規格が制定されるようになったことから、「日本工業規格」、いわゆる J I S 規格が「日本産業規格」に令和元年7月1日から変更となるものでございます。

今回の変更に伴い、本町の例規に該当する文言のある互理町手数料条例の一部を改正するものであります。

内容について説明申し上げます。

新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思っております。

第2条の別表関係となりますけれども、「手数料の種類」の5行目から6行目にかけての下線部分でございますが、現行「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更する内容となっております。

議案書の3ページに戻りまして、附則、この条例は令和元年7月1日から施行するものであります。

以上で議案第40号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 互理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 互理町手数料条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 互理町立郷土資料館条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第41号 亙理町立郷土資料館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、議案第41号 亙理町立郷土資料館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書は4ページ、新旧対照表は3ページとなります。

議案第41号 亙理町立郷土資料館条例の一部を改正する条例。

亙理町立郷土資料館条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、町民の文化の向上に資することを目的として設置しております郷土資料館でございますが、町民を初め町外の方々にも亙理町の歴史と文化を広く発信するため、常設展示に係る観覧料を無料とし、利用者の増加を図りたいと考えているところでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第5条、観覧料の免除について。常設展示の観覧料が無料となることにより、免除の必要がなくなるため、「常設展示に係る」の文言を削除するものでございます。

続きまして、別表第4条関係につきましては、常設展示に係る行を、現行の個別の金額表示を一括して「無料」に改めるものでございます。

また、備考につきましては、「20人以上で観覧する場合は、「団体」とする」に改め、文言の整理を行うものでございます。

議案書に戻ってもらって、4ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、お尋ねいたします。

郷土資料館は、平成6年3月に図書館とあわせ悠里館としてオープンしております。悠里館は、亙理文化の発信基地として町の観光拠点、そしてランドマークと

してこれまで親しまれてきております。提案理由では町民の文化の向上、利用者増を図るためというふうにあります。しかし施設とすれば日々これは努力目標となっておるわけでございます。開館から観覧料をいただいておりますが、資料館の年表をひもといて、平成19年度から平成29年度までの11年間の入館者の推移を見てみますと、11年間の中で最低が4,260人、最高が7,968人となっております。平均が6,146人です。そして、直近の29年度は5,244人というふうな実績が出ております。そこでお伺いいたしますけれども、無料とすることでどれほどの入館者をふやせるというふうにシミュレーションしているのか、数値目標を具体的に聞かせください。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今現在、4月からなんですけれども、観覧料の免除規定において無料化の試行を実施しているところでございます。試行期間として4月、5月の観覧数でございますけれども、平成30年度及び平成29年度の同時期と比較しますと、今のところ2倍から3倍以上の実績となっているところでございますので、最終的には2倍くらいの増を見込んでいるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 29年度の実績の2倍といいますと1万人くらいというふうなことで、開館当初の実績に近づくというふうなご返答だと思います。

それで、2つ目なんです。亙理町立郷土資料館は博物館法に規定される施設になるわけです。博物館法第23条で入館料を規定しているんですけれども、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」とあります。しかし、ただし書きがございまして、「博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」、ここが根拠条文になるわけです。そして、全国の公立のほとんどのミュージアムは使用料等を徴収しておるわけでございます。そこでお尋ねいたします。亙理町の財政は厳しさを増しているわけでございます。31年度予算については見直し作業を行って、10万円からの事業を廃止しているわけですね。その中で財源が見込めなくなる、受益者負担の原則や本町の財政事情から、財源確保は最重要課題であると私は思うんですけれども、以上の観点から、どのような議論がなされたのか、無

料というのは町民のニーズがあったのか、その合理的な理由をお尋ねいたします。財政というふうな部分からですね。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今回、郷土資料館の事務事業を見直している中で、観覧料を徴収した場合と無料にした場合とでメリットとデメリットの比較を検討してございます。その結果、無料にした場合に観覧者がふえることがまず見込まれると。特に町外から訪れた観光客を呼び込むことによって、亘理町の歴史や文化、魅力を発信することができ、歳入はなくなるものの、町内の観光面におけるメリットが大きいと判断したため、無料化を進めたいと考えたところでございます。

また、臨時職員の人件費についても、平成30年度ベースで比較いたしますと、事務事業の見直し等によりまして、単費ベースで申し上げますと平成30年度は465万円の予算から160万円と、約305万円ほどの経費削減に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 誘客効果を最大限目指すというふうなことであると思います。

それで、最後の質問なんですけど、平成31年度、令和元年度が始まり2カ月がたつわけですね。速やかな事業の進捗、予算の執行が望まれるわけでございます。平成31年度の郷土資料館の観覧料が、歳入として32万1,000円計上されております。これは3月議会で審議、可決されております。しかしながら、6月の本会議で歳入が見込めなくなる、無料とする条例改正が今上程されております。3月定例会で予算を計画し、6月定例会で収入が見込めなくなる条例の提出があったというふうなことでございますが、これは当初予算の意義、財政運営の一貫性から、いかがなものかと思えます。どうして6月なのかと、この2カ月間で議論を進めて、4月に新年度の予算を計上して、6月にこういうふうなことをしますというふうなことになるわけですね。どうしてもっと、例えば9月ころにこの議案を提出して、来年の4月1日からというふうな形になるのが本来のやり方なのかなというふうに私は考えたので、これは朝令暮改じゃないかというふうに私は感じるんです。拙速感が否めないというふうなことでございますが、このところの理解をどういうふうにしたらいのか、ご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今回条例改正に至った経緯でございますけれども、当初予算の編成時期に無料化についての検討はしてきておりませんので、例年どおり予算計上させていただいたところでございます。その後、今後の事務事業の見直しをしていく中で、無料化について検討を行ってきたところでございます。その中で、まず4月から無料化の試行を実施して、その結果は先ほど申しましたけれども、2倍ないし3倍ぐらいの実績となっており、今後も多くの来館者が見込まれるものと考えておまして、このことを踏まえて6月定例会において条例改正案を提出することとしたところでございます。それで、条例改正案を可決していただければ、今後9月の定例議会において郷土資料館の観覧料の歳入の減額の補正を計上したいと考えたところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まず確認的なことになるんですが、今のご説明ですと受付の方は置かなくなるというような認識でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） はい。そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） そうしますと、郷土資料館ということで監視カメラがあったり、あと警備員の方に巡回していただいていると思うんですが、その巡回のレベルというか頻度というのをふやすように検討なされているのかというのが1つ。

あともう一つが、今回無料にするということで、私自身は文化の向上、それから今の費用対効果の面からいけば、意義のあることだなと思うんですけれども、今後の郷土資料館のあり方ということについて何か討議されていることがあるかどうか。

2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今現在、警備の関係でございますけれども、展示室内にはカメラを4台設置しております。また、1時間ごとに警備員の巡回も行っているというような状況でございます。これについては引き続きこのような状況で監視していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、受け付けをしないということで、受付のカウンターを設置していないもの

ですから、事務室等は入り口とかも全部オープンにしている状況で、監視も同時に行っているという状況でございます。

今後の資料館のあり方については、現在もいろいろと検討しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 常設展示の無料化、隣の角田市でも行っておるわけですが、郷土資料館のホームページが出されているわけですが、観覧料、平成31年4月より無料というふうに掲示されております。今回議案提案されて、公布の日から施行というふうになっております。この辺の説明はどういうふうになっておりますか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今回の4月からの無料につきましては、4月から試行的に実施するというので、上司の決裁を得て試行したものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） そうであれば、ホームページにも「試行的」とかという文言を入れないと、もう4月1日から条例可決以前に始まっているというふうに町民が見るわけですよ。その辺、勇み足のところ、説明不足のところがあったのかなというふうに思います。

先ほどのお話ですと、利用者の増加を図るということでございますが、利用者増加の対策というのはどういうふうに考えていますか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 利用者増加の対策ということでございますけれども、今後においても企画展等、いろんな魅力ある展示に努力していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 新旧対照表のことで質問しますけれども、第5条の「観覧料を免除することができる」、免除ね。そして、下の段に行くと「無料」。免除と無料の違い。上の条文では「免除することができる」とあるけれども、実際は無料の扱いをします。そして、備考欄に行くと、無料なのに「20人以上で観覧する場合は

「団体」とする」。20人でも個人でも無料なんですよね。違うんですか、これ。  
その辺の考え方がちょっとわからないんですけれども。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） これにつきましては、常設展示に係る分は無料としますよと  
いうことで、特別展示につきましてはその都度「1,000円以内で町長が定める額」  
ということ、決裁をとって額を決めるものですから、特別展示の部分について  
は免除することができるということ、こういう表というか、団体部分について  
も同じような考えで、あくまでも特別展示に係る分はそのまま引き続き免除規定  
を設けますよという考えでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） だったら、上の条文の中で常設展示は無料と、特別展示については  
免除することができるとか、簡単にわかりやすいような文言で、一般の方々にわ  
かるようにすべき。余りにも曖昧な表現というのかな、そういうような表現にな  
っていると思うんだけど。もっと簡潔に、常設展示は無料なんです、特別展  
示については免除することができる。そうしたら皆さんわかりやすいし、余り  
かた苦しいことはなくして、こんな紛らわしい説明の文章にしなくてもいいと思  
うんですけれども。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 条例上はこういうふうな形をとっていますけれども、今後そ  
ういうふうなわかりやすい文言の検討をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 互理町立郷土資料館条例の一部を改正する条例の件を採  
決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 互理町立郷土資料館条

例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第42号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、議案第42号 亶理町放課後児童健全育成事業の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明い  
たします。

議案書は5ページをお開き願います。

議案第42号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例。

亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、放課後児童支援員の資格要件として都道府県知事が  
行う研修を終了するということが必須条件となっておりましたが、これに加え、  
指定都市の長が行う研修についても対象となることの基準省令の改正を受けて、  
従うべき基準として準用している本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表4ページをごらん願  
います。

第10条第3項、放課後児童支援員の資格要件として、都道府県知事の次に「又は  
地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を追加するものでございます。

議案書5ページに戻りまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行す  
るものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番佐藤正司議

員。

10番（佐藤正司君） 今回、資格要件の中に指定都市が定められたわけですが、この指定都市はどのようなものなのか、そして見直しの背景というのはどのようなものがあるのか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 指定都市につきましては、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令というのがございまして、仙台市を初め20政令指定都市というふうになってございます。

あと、見直しの背景につきましては、放課後児童支援員の研修は年に何回も受講機会があるわけではないということで、受講人数についてもある程度制限といたしますか、人数の割り振りといったものがございました。こういったこともあって、研修需要に適切に対応するために指定都市でも行えるようにすべきと、これも地方からの提言ということで、基準省令の改正が行われたものというふうに解釈しております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 指導員については、各単位ごとに支援員を2名以上配置しなければならないというふうになっております。そうした場合に、亘理町の各児童クラブ、7カ所あると思うんですけれども、それぞれの配置人数はどのようなふうになっておりますか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 条例上の規定でもございますとおり、支援員については2名というふうにはなっていますけれども、うち1名は補助員でも可となっていますので、現行の最低2名という体制にはなっております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 一般質問でも触れたからなんですけれども、そのときにちょっと聞かなかったのかもしれませんが、これは研修を受けなければならないんですけれども、研修を受けなくても、たしか今年度中に受けられればいいというようなことだったかなというふうに記憶しているんですが、亘理町の場合そういうことがあるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） みなし規定によって今年度までというふうになっていますけれども、支援については専門性が高いということで、複数の職員はやっぱり必要だというふうに認識しておりますので、それを確保できるように研修については受講機会を与えたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） じゃあ受けていない方もいらっしゃるということですか。今年度中には受けるという形でいいんですか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 支援員という扱いについては、全て研修を受けております。以上です。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 亙理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 亙理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 物品購入契約の締結について（平成31年度亙理町消防団小型動力消防ポンプ購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第43号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第43号 物品購入契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の6ページをお開き願います。

こちらは、物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、平成31年度亘理町消防団小型動力消防ポンプ購入事業です。

契約金額は1,164万2,400円で、契約の相手方については日本防災工業株式会社仙台営業所です。

なお、落札率は96.86%となりました。

入札の内容につきましては、隣の7ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月10日。

入札の方法は、指名競争入札です。

指名条件の主なものは、亘理町競争入札参加資格者名簿の登録業者のうち、小型動力消防ポンプの取り扱いの実績のある業者から選定したものでございます。

入札参加業者は、共栄防災、古川ポンプ製作所、トーハツ県南サービス、アオキ、日本機械工業、日本防災工業の6社でございました。

入札回数は1回。

購入品目及び台数は、小型動力消防ポンプ7台となります。

仕様につきましては、参考といたしまして9ページ以降に仕様書を添付してございますので、ご参照願います。

受け渡し時期につきましては、令和元年9月30日と設定してございます。

以上で議案第43号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） まず、この7台を購入するに至った理由ですね。目的。何のために購入するのか。そして、これら7台の配備箇所。まずその辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今回の購入理由は、昨年度から引き続き補助を活用して小型ポンプを購入するものでございまして、やはり一番の理由は経過年数が今回ですと一番長くて29年、一番短くて19年ということで、実際に消防活動をするのに支障が出てきておったわけなんですね。その中で、補助を活用して昨年から引き続きことしも7台を購入しようとするものでございます。

それから、配備ですけれども、各分団の経過年数等も踏まえまして、今回につきましては7台のうち5台は互理分団、1台は吉田分団、もう1台は逢隈分団に配置するというふうな予定になっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 経過年数が29年、19年と古いものがあつたと。

もう一つ聞きたいのは、平均的にこの耐用年数というのは恐らく30年ぐらいもつのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうなのか。

それからもう1点は、「⑥ポンプの配置」ということで、「ポンプ台座（スライドレール）を交換、又は改造の必要がある場合は、受注者がこれを負担すること」と、こういうふうに明記されてありますが、これは7台のうちどのくらいこういう箇所があるのかどうか、その辺教えてください。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 耐用年数的には、ちょっと正確なあれはないんですが、25年くらいというふうに認識しておりました。

それから、スライドレールの関係ですが、現在は実際このポンプを載せて押し込むような形になっていますが、やはりそのスライドレールについてもある程度の経年劣化とかもあるものですから、そういった部分については受注者側で幾らかの改造費は出すしかないのかなというふうに感じたところで、こういった仕様を設置するものでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） ちょっと確認なんですが、このスライドレールの補修をやる場合は、受注者側で負担すると。何台あるかどうかはまだわからないということになるんですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 7台のうち何台あるか、ちょっとそこまで確認しておりませんが、やはりポンプを載せたときのスライドレール自体が変形している場合とか劣化している場合もありますので、7台全てを交換するというふうな状況ではないと認識しております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今私も質問しようかなというのを小野議員が言われましたので、もう一つ、取りかえたポンプ、これは町で処分するのか、それとも今回の落札業者のほうで処分させるようにするのか、その件を伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 処分するに当たって、やはり専門業者でないと部品の分解の仕方とかいろいろ、産業廃棄物の処理とかありますので、そちらは業者のほうに処理していただく形になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） となりますと、例えばこれを下取りに出してという考えを持っているのかどうか、それともそのままただ処分してくださいと出すのかどうか、それをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 先ほども経過年数のところで申し上げましたが、最高で29年とかたっているものもございます。もう部品とかそういったもの全てがないような状況でございますので、車とかを買うように下取りということではなくて、逆に処分費用がかかるというふうな形になると思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） これは1台154万円かかっているわけですが、例えばこれを下取りに出せば、ある程度安くなるのかなと。ちょっと私の考えですけどね。もし欲しいという行政区があれば、それはあげるということはできるのかどうか、伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 車も同じなんです、ある程度年数がたちますと処分費用が逆に取られるというふうな状況にあると認識しております。

それから、行政区のほうに伺いまして、この小型ポンプについても毎年消防

団の方々が研修を実施しながらやっているもので、古いタイプですとセルといたしますか、すぐ簡単にポンプがかからないというふうな状況になっているものもございまして、行政区のほうに差し上げるといのはなかなか難しいのかなと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 今回7台交換するわけなんですけれども、19年から29年使っているものということなんですけれども、今現在何台持っていて、今回7台交換すると。そうすると、来年とか再来年あたりにもまた交換する必要性が生じるものなのかどうかということをお尋ねしたいんですけれども。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 正確にはちょっと済みません、把握してなくて申しわけないんですが、古いものでこの補助を活用できるということで昨年7台、ことし7台、来年は4台を予定しております。それで一応全ての小型ポンプについては更新が終了する予定でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 工事請負契約の締結について（平成30年度互理第5-1号汚水枝線（その4）工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第44号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第44号をご説明させていただきます。

議案書の11ページをお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成30年度亘理第5-1号汚水枝線（その4）工事（繰越）です。

請負金額は1億890万円。

契約の相手方については、株式会社斎藤工務店です。

なお、落札率は74.79%でございました。

工事の内容につきましては、12ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月17日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものにつきましては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、八木工務店の7社でございました。

入札回数は1回です。

工事場所は、亘理町吉田字下新道外地内で、14ページの位置図を参照願います。

工事内容は、汚水管布設工事といたしまして線路延長618.1メートルの区画において、第1工区から第4工区までそれぞれの工区において記載の仕様により施工するものでございます。

なお、第1工区及び第2工区については補助工区、第3・第4工区については単独工区となっております。

工期につきましては、令和2年1月31日までと設定してございます。

以上で議案第44号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回1億800万円ということで、支払いはどのようになっているのか、その件をお聞きします。業者に対するですね。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 支払いにつきましては、今回の議会で議決をいただきましたら契約ということになりますので、請求がございましたら前払い金をお支払いいたしまして、あとは最終的に完成払いという形になろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私が聞きたいのは、先払いというのがあればいつごろになるのかですね。といいますのは、今回消費税が10%入っていますよね。8%じゃなくて10%になっています。引き渡しは来年の1月ですか、そういった形で10%にしたと思いますけれども、やはり支払いのほうも例えば7月、8月ごろに先払いをしますよというときは10%で支払うということになるのかどうか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 消費税の関係かと思われかもしれませんが、消費税につきましては完成、つまり物ができ上がって、その完成日が10月1日以降であれば10%という計算になることから、前払いの段階においても請求があれば10%で計算された金額での前払いという形になります。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について（平成31年度公共ゾーン敷地造成工事）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第45号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 続きまして、議案第45号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の15ページをお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成31年度公共ゾーン敷地造成工事でございます。

請負金額は4,049万1,000円。

契約の相手方は、株式会社渡辺工務店でございます。

なお、落札率につきましては73.59%でございました。

工事の内容につきましては、16ページの資料をごらんください。

入札年月日は、令和元年5月24日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札になります。

条件の主なものにつきましては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者については、同事建設、芦名組、渡辺工務店、阿部工務店、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、八木工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、結城組、SSスチール開発、横山産業の14社となりました。

入札回数については1回。

工事場所は、亘理町字悠里1番地、公共ゾーン内ということになります。

工事の内容については、面積3万7,535平方メートルの敷地造成工事として、土工、のり面整形工、芝張り工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

なお、平均盛り土厚については43センチメートルとなっております。

参考といたしまして、21ページに平面図を添付してございますので、朱書きの部分が施工箇所ということになります。

工期につきましては、令和元年10月31日までと設定しております。

以上で議案第45号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について（平成31年度  
（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工  
事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第46号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第46号をご説明させていただきます。

議案書の22ページをお開き願います。

こちらも、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成31年度（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工事です。

請負金額は4,979万7,000円で、契約の相手方については株式会社岩佐組でございます。

なお、落札率につきましては84.08%でございました。

工事の内容につきましては、隣の23ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月24日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店または支店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、阿部工務店、岩佐組の3社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町荒浜字築港通り地内外で、25ページの位置図を参照願います。

工事内容は、鳥の海公園多目的広場に管理棟を新築するもので、敷地面積5万6,880.91平方メートルにおいて、延べ床面積165.62平方メートル、木造平屋建てで、事務室、応接室兼休憩室等を仕様に基づき施工するものでございます。

参考といたしまして、26ページ以降に配置図、平面図、側面図を添付してございますので、ご参照願います。

工期につきましては、令和2年2月29日までと設定しております。

以上で議案第46号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 多目的広場はいろいろな利用ができることになっていくのかなというふうに思っておりましたが、こちらの施設の開設の目的、それと営業開始日、それと開始してからの営業予定日ですか、休みのところがあるのかどうかを含め

て、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 営業開始日等でございますけれども、現在はまだ検討中でございます。また、芝の育成状況によりまして、いつごろというのは現段階でははっきり申し上げることができませんけれども、まだ検討中だということでご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） それでは、27ページでございますけれども、休憩室、応接室というふうになっておりますが、この中に発券機、クラブスタンド、このように明記されておりますけれども、こちらは何を目的とした発券機なのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今後の利用形態は現在検討しているところでございますけれども、発券機の場所等につきましては今後の利用形態を想定した配置ということで計画しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） ここに明記されておりますけれども、購入する計画にはなっていないということでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 発券機につきましては、今後備品等で購入するというような形になろうかと思えます。（「何のために」の声あり）

何のために発券機を置くかということでございますけれども、個人的な利用等も今後考えられることから、そのときの利用料の関係の徴収という意味で、発券機という形になるものでございます。

議長（佐藤 實君） 森君は終わり。生涯学習課長、今の答えなんだけど、発券機はこの金額に入っているの。入札の金額に。

生涯学習課長（片岡正春君） 発券機については、今回の入札の中には入ってございません。

議長（佐藤 實君） それで了解ですね。

14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私は、今回この木造平屋建ての延べ床面積が165.62平米、それに対

して4,900万円、約5,000万円となっているわけですけれども、最初はビップでも呼ぶのかなと思って、中身を見ましたら、事務室、応接室兼休憩室となっているんですね。そこに5,000万円というのは、あとどういったところにこんなお金がかかっているのか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの建築費につきましては、国交省並びに宮城県の積算基準に基づいて積算をしております。材料についてはほぼ市場で流通している材料を選定しておりますので、金額が高いということであれば諸経費の面で金額が高くなっていると想定されます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今の説明でわかりましたけれども、平米27万3,000円、これはえらい高いなと思って、私見たわけでございます。今財政が厳しいと言っている中で、使っているものは確かにいいものを使っています。ガルバリウム鋼板とか窯業系サイディング、これはもうなかなか、あちこちでそういうものを使っているというわけじゃないんですけれども、やはりそれにしてもこれはちょっと高いんじゃないかと。坪でいきますと90万1,000円ですか。90万円。こんな建物というのは相当すばらしい建物になろうかと思えますけれども、もう一度そのところをちょっと説明していただけますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの事業につきましては、復興交付金で賄っている事業でございます。やはり積算につきましては国、県の基準を使わないわけにはいかないのです。そちらに倣って、使っております。よく一般的に公共の建築物は高いと言われるんですけれども、公共の建築物の場合は不特定一般の方が利用するものですから、施工の段階で手抜きとかそういうのがないように、施工中の現場管理のほうに手厚く経費が盛り込まれていると思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 済みません、1点だけなんです。こちらの管理体制というのは直営なのか、または指定管理、あとは実務委託等々あると思うんですが、どのように管理していく予定なのか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） これにつきましては、現在検討中でございますけれども、委託の方向で検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 済みません、ちょっと僕の理解が及ばなかったんですが、指定管理で委託なのか、それとも事務委託で委託なのかというところ、どちらを検討なされているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 指定管理でなくて、委託というような形で検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 1点だけ。前々からいろいろ主張してきたんですが、今課長の将来展望を踏まえてのこの事務室、応接室の配置の関係、発券機を含めて、パークゴルフ場に使用する考えだというような理解でいいのかどうか。そこだけ確認しておきたいと思います。利用できるのかどうかですね。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） この事業につきましては、交付金事業で多目的広場ということで今のところつくっているという状況でございますけれども、今後いろいろとパークゴルフに至るまでは、完成検査を含めまして、あと適化法の適用ということもございますので、将来的にはパークゴルフという選択肢もあるのかと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私のほうからもちょっと。

こちらの広場でございますが、復興交付金でされているものでございますので、先ほど課長のほうからも説明がありましたが、適化法の適用になります。そうしますと、8年間はお金の用途がなかなか使えるというわけでないというふうで今のところ認識しておりますので、その間にどのように法律が変わるかわかりませんが、現在のところ早急にパークゴルフ場に改修するというのは難しい状況にあると認識しております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） ちょっと今の説明を聞いて、余計頭の中がこんがらがってきたんで

すけれども、パークゴルフ場がいつできるかわからないのに、何を管理するための管理棟をつくるのか、その辺の説明をお願いいたします。わかりますか、質問。管理棟というのは、何かを管理するために管理棟をつくるわけですよね。将来的にはパークゴルフ場をつくったときの管理棟と今説明を受けましたけれども、いつできるかわからないのに何で管理棟を今つくるんですかと。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） この多目的広場整備事業につきましては、復興交付金事業の中で管理棟のほうも認められているということでございまして、管理棟につきましては広場の管理であったり、利用者の休憩所、あとは備品等の保管、あとはイベント等の受付というようなことで、多目的に利用できる建物という理解をしていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 今の事業内容の話を知ると、委託して、人件費、経費をかけてまでここに常駐する人を張りつけるような意味がないような気がするんですね。その程度の仕事だったら、今の時点だったら本庁の生涯学習課になるかわかりませんが、その辺の窓口等で幾らでも管理・運営ができるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうかね。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 委託につきましては、当初からという形でなくて、利用できる状況になりましたら委託するというような形に持っていくところで今検討しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、それまで空き家といいますか、空き家という状況でこの建物を建てるわけですか。トイレ利用程度はすると思うんですけれども、ただトイレはこの多目的広場に何か所かありましたよね。そっちを使えばいいだけの話で、結果的に無駄な、確かに復興交付金の期間の中で建てるというのはわかるんですけれども、建てて何の利用もしなければ、これは町民の理解は得られないと思いますよ。

議長（佐藤 實君） この際、休憩に入ります。

再開は11時25分とします。休憩。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、ここで各議員に申し上げます。

今、当局側の結論がまとまりがあればいいんですけども、まとまらなければ、もう一度休憩に入ります。それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、再度休憩といたします。

再開の時間は追って申し上げますので、そのままでお待ち願いたいと思います。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 51 分 再開

議長（佐藤 實君） 再開をいたします。

この際、議案第46号について当局から発言の申し出を受けておりますので、許可をいたします。町長。

町長（山田周伸君） 議案第46号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）鳥の海公園多目的広場管理棟新築工事）の議案でございますが、内容の検討をさせていただきたく、今第24回亘理町議会定例会から議案の撤回をさせていただきたく、申し出をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） お諮りいたします。ただいま町長から議案第46号について撤回するとの発言がありました。本件について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第46号については撤回といたします。

続いて審議に入りますが、この際、暫時休憩いたしまして、再開は午後1時とします。休憩。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 0 時 55 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11 議案第 47 号 字の区域を新たに画することについて

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第47号 字の区域を新たに画することについての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第47号 字の区域を新たに画することについてご説明いたします。

議案書の30ページをお開きください。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものでございます。

31ページをごらんください。

こちらは字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては、土地改良事業が施行された震災復興畑団地整備事業 亘理地区、いわゆるいちご団地3カ所において、令和2年12月に換地処分を行い、事業が完了する予定となっておりますが、換地処分の実施に伴い、圃場整備工区域内の字名を「苺里」「苺浜」「花苺」にそれぞれ変更するものでございます。

事業名につきましては、震災復興畑団地整備事業 亘理地区。

根拠法令は、土地改良法第87条の第8項となります。

施行者は亘理町。

確定年月日は、平成24年9月27日になります。

施行区域につきましては、亘理町吉田字上塚、下新田、舟入南、小橋、北上、北中の各一部のほか、逢隈高屋字新篠子橋、石堂東、鳥西、鳥北、鳥東の各一部となります。

換地処分の予定年月日は、令和2年12月でございます。

32ページには字名の新旧対照表が、33ページ以降には変更調書、37ページ以降には震災復興畑団地整備事業 亘理地区の位置図及びそれぞれの字界図が添付されておりますので、ご参照願います。

以上で議案第47号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 字の区域を新たに画することについての件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号 令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第48号 令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第48号 令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊でお配りの令和元年度一般会計補正予算書（第2号）をご準備願います。

それでは、1ページをお開き願います。

令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,657万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億903万1,000円とするものです。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

### 第3条 地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。とするものです。

初めに、歳出予算からご説明いたします。

15ページ、16ページをお開き願います。

なお、説明に当たっては金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

2款総務費でございます。

1項6目企画費につきましては、細目20新庁舎等建設事業費として総額3億5,179万6,000円を追加補正しておりますが、まず委託料につきましては工事の進捗見合いに伴い、平成30年度予算における減額補正を行った設計監理委託業務委託料について、今回339万4,000円を追加補正しているほか、現在の庁舎から新庁舎への移転に伴い、文書・書類等、物品等、机、椅子などですけれども、そういったものの円滑な運搬を行うための新庁舎移転業務委託料として2,800万円を補正するものでございます。

また、工事請負費につきましては、設計監理委託料と同様に工事の進捗見合いに伴い、平成30年度で年度末の出来高に基づき減額補正を行った分として3億1,715万2,000円を追加補正するほか、公共ゾーン構内道路整備工事、こちらは新庁舎とその後ろの倉庫の間を走る道路となりますけれども、側溝の基礎部分の下に軟弱地盤がありまして、側溝設置後に沈下するおそれがあることから、側溝基礎の下に木ぐいを打つための追加工事費用として300万円を追加補正するものでございます。

次に、19目プレミアム付商品券事業費につきましては、当初予算成立後に子育て世帯の対象が拡大されたことに伴う委託料等の増となります。

4項4目参議院議員選挙費につきましては、7月に行われる参議院議員選挙のための開票システム改修委託費7万1,000円を計上しているほか、逢隈第3投票所のスロープなどを購入するための備品購入費として76万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、3款民生費をご説明させていただきます。

17ページ、2項1目児童福祉総務費の細目17幼児教育・保育無償化事業費につきましては、消費税率の引き上げに伴い、幼児教育・保育無償化が始まることから、子ども・子育て支援システム改修を含めた準備経費として、総額2,204万8,000

円を補正するものでございます。

次に、3項1目災害救助費につきましては、細目4災害救助経費として、災害援護資金貸付金の貸付期間が令和元年度まで延長となったことから、新たな申請者が出た場合に対応するため、貸付金350万円を追加補正するものがその主なものでございます。

続きまして、4款衛生費についてご説明させていただきます。

19ページ、20ページをお開きください。

1項1目保健衛生総務費につきましては、細目7保健福祉センター建設事業費として5,740万円を追加補正しておりますが、これは先ほど新庁舎のところで申し上げましたと同様に、工事の進捗見合いに伴い、平成30年度予算で減額補正を行った分を改めて予算計上したものでございます。

1項2目予防費につきましては、細目5予防接種経費において予防接種法の改正により風疹の追加対策として抗体保有率が他の世代に比べて特に低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、抗体検査や予防接種を受けてもらう費用として総額808万7,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明させていただきます。

1項4目農業振興費につきましては、細目3農業振興事務経費として、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手、今回は2経営体に対しまして必要な農業用機械や施設の導入を支援するため、事業費の2分の1を担い手確保・経営強化支援事業補助金として1,349万5,000円追加補正するほか、青年の就農意欲の喚起と、経営リスクを負っている新規就農者の就農直後の経営確立を図るため、3名の新規就農者に対しまして、亘理町農業次世代人材投資事業補助金として合計450万円を交付するものがその主なものでございます。

次に、細目30農地中間管理事業事務経費ですが、農地中間管理事業は高齢化や後継者がいないなどの理由で耕作ができない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける制度でございますが、この農地中間管理事業を活用した農地賃借契約を推進していくため、その事務経費として258万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、21ページ、22ページをお開き願います。

3項1目水産業振興経費につきましては、細目4水産業振興経費として新たに漁業に取り組む1名の漁業者に対し、亘理町に定住し、漁業を続けてもらうための支援として、家賃の一部を助成する新規漁業者定住支援事業補助金27万5,000円を追加補正するものでございます。

続いて、7款商工費についてご説明いたします。

商工費の主なものとしては、1項3目観光費、細目5観光振興経費として、亘理町を訪れる観光客が亘理の町なかを自由に移動できるよう、亘理駅を中心としたレンタサイクル事業を実施予定の亘理町観光協会に対し、アサヒグループホールディングス株式会社からの寄附金を活用し、レンタサイクル20台などを購入する費用としてレンタサイクル事業補助金200万円を追加補正するものでございます。

続きまして、8款土木費についてご説明いたします。

2項3目道路新設改良費につきましては、細目3改良事業費として逢隈牛袋の町道西河原線の道路改良工事を行うもので、国道など関係者等との協議が整ったことから、工事請負費800万円を追加補正するものでございます。

23ページ、24ページをお開き願います。

4項6目復興事業費につきましては、細目14復興関連盛土材確保事業費において、避難道路整備の進捗状況から、割山採取場盛土材切崩業務委託料として1,000万円を追加補正するほか、細目16避難道路新設整備事業費において、町道荒浜大通線道路改良工事監理業務委託について、荒浜大通線の工事のうち、今年度で施工予定であった部分が来年度までかかる見込みとなったことから、監理業務委託料を800万円減額補正し、あわせてその委託料について来年度までの債務負担行為の設定を行うものでございます。また、避難道路である町道橋本堀添線について工事請負費として1億円を追加補正するものでございます。

続きまして、10款教育費についてご説明させていただきます。

25ページ、26ページをお開きください。

1項1目教育委員会費、細目3委員会事務経費につきましては、ことし3月に町内の中学生が亡くなるという大変痛ましい事案を受けて、いじめ問題対策専門委員会の開催、さらには臨時委員会、いわゆる第三者委員会になりますが、それらの設置が必要となることから、委員報酬や会議録調製委託料などを初めとする必要経費354万2,000円を追加補正するものでございます。

以上が歳出の主な内容となります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、9ページ、10ページにお戻り願います。

10款1項1目地方交付税につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました新庁舎及び保健福祉センター建設事業や避難道路新設整備事業などへの充当分として、震災復興特別交付税2億2,829万6,000円を追加補正するものでございます。

14款国庫支出金につきましては、初めに1項国庫負担金ですが、介護保険における消費税率引き上げに係る低所得者の保険料軽減のための保険料軽減負担金669万4,000円を追加補正するほか、2項国庫補助金においては風疹の追加対策に係る疾病予防対策事業費補助金320万9,000円を、またプレミアム商品券についてもプレミアム上乘せ分と事務費分を合わせて72万6,000円を追加補正するものでございます。

次に、15款県支出金につきましては、1項県負担金として、国庫負担金と同様に介護保険低所得者保険料軽減負担金として334万7,000円を追加補正するほか、災害援護資金貸付金に係る県負担金350万円を計上するものでございます。

次に、2項県補助金ですが、消費税率引き上げに伴う幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援事業補助金として計2,218万1,000円を追加補正するもののほか、11ページ、4目農林水産業費県補助金として農業次世代人材投資事業補助金450万円を、そして担い手確保・経営強化支援事業補助金として1,349万5,000円を追加補正するものが主なものであります。

次に、17款寄附金になりますが、歳出でご説明しましたとおり、アサヒグループホールディングス株式会社様から観光振興の目的で200万円の寄附を頂戴したことから、追加補正するものでございます。この場をおかりしまして、改めて御礼申し上げます。

18款繰入金につきましては、役場新庁舎建設に係る補正の財源として、庁舎建設基金繰入金1億3,225万円を、そして復興事業である避難道路新設事業等の財源として、東日本大震災復興交付金基金から7,930万円を繰り入れするほか、今回の補正予算の調整財源として5,056万円を財政調整基金からそれぞれ繰り入れするものでございます。

13ページをお開き願います。

21款町債につきましては、初めに今回歳出で追加補正した新庁舎建設事業の財源として庁舎建設事業債3,500万円を計上するほか、町道西河原線の道路改良工事費の財源として町道新設改良事業債720万円を追加補正するものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

第2表 債務負担行為の追加につきましては、8款土木費の説明の中でも触れさせていただきましたが、避難道路であります町道荒浜大通線道路改良工事における監理業務委託料について、令和2年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、令和2年度における債務負担行為の限度額を設定するものでございます。

最後に、地方債の補正についてご説明いたします。

第3表につきましては、歳入の21款町債でご説明いたしましたとおり、庁舎建設事業債については借入限度額を2億480万円から2億3,980万円に、道路整備事業債につきましては、借入限度額を2億3,100万円から2億3,820万円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更前に同じであります。

以上で一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） まず、24ページの下段、非常備消防経費の備品100万円という金額が計上されておりますが、水利が少ない地域、4地域というふうに説明がありましたが、まず水利の少ない4地域というのはどの辺なのかということと、この組み立て式の簡易水槽はどのような使用方法と規格になっているのか、まずお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 今回、非常備消防経費として100万円上げさせていただいておりますけれども、これにつきましては水利の少ない地域と申しますか、山間部等において実際におととしていたか、火災が発生したときに、水利が少なく、一

般の池からの水をお借りするなどして実施された中で、消防団の幹部会で話し合  
いまして、各消防団のほうに1トンの組み立て式の水槽を2基ずつ、合計で8つ  
購入する旨でございます。そして、この関係につきましては、予算的には歳入の  
ほうでいきますと13ページ、14ページの自治総合センターコミュニティ助成金90  
万円と計上させていただいております、これを活用して、今申しあげました各消  
防団に2基ずつ1トン級の簡易水槽を配備する旨でございます。

なお、演習等においても活用できるということで、消防団のほうからの要望もご  
ざいまして、この助成を活用したという内容でございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 使用目的はわかったんですけども、火事になったときにその1ト  
ンの水槽を開いて、そこに1回ため込むものなのか、それとも常備、どこかの集  
会施設とかのところにため込んで置いておくものなのかというふうなことが1点  
です。

あと、26ページなんですけど、子どもの心のケアハウス運営事業、731万4,000円が  
当初予算のほうに計上されておまして、この組み替えというふうなことになろ  
うかと思いますが、当初の場合は支援員というふうなくくり、役目だったわけな  
んです、今回スーパーバイザー1名、コーディネーター2名、支援員2名とい  
うふうな方が新たに3名計上されておますが、このおのおのの役割ですね、こ  
れをお聞きいたしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 初めに非常備消防関係でございますが、これは簡易的な水槽で  
ございまして、具体的には遠距離送水とかをする場合に一時的な中継地点という  
ふうな形で使用させていただきますので、通常は消防のポンプ自動車につけてお  
くというふうな形をとりまして、実際に火災現場においてはその中継地点で水を  
ため込むというふうなことで活用していきたいと思っております。

なお、一番は演習等においてもこういった簡易水槽があることによって手軽に演  
習もできるということでの消防団からの要望がございました。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 今回の子どもの心のケアハウスですけども、スーパ

ーバイザーはケアハウスの業務を統括するというようなことで、あとコーディネーターにつきましては、そのケアハウスに通所する児童生徒のサポートをする、要は心、それから適応サポート、それから学習面を支援するということを考えております。そして、スーパーバイザーもコーディネーターを兼ねるということでございます。

支援員については、そのコーディネーターと同様に、心、そして学習面をサポートしていくというようなことで、2名ほど見ております。

そして、当初ケアハウス職員の人件費は賃金で計上しておりました。性質上、一時的雇用でなく、任命行為により雇用する形式のため、今回報酬に組み替えを行うものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後の質問ですが、4月にオープンして、現在の通所者人数ですね、児童生徒。そして、それらの方々も含めた対象人員というのはどれくらい想定してオープンしたのか。この2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） この心のケアハウス、要はさざんか教室ですけれども、今通所しているのは6名ほどいます。まず、当初大体五、六人程度ぐらいかなというところで、あと手があいたら学校に出向いて別室登校をしている子供たちの支援をするというようなこともありますので、今のところまずまずではないかなということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいまのところですけども、3月の時点で対象者は小学生は16名、中学生は46名くらいいるよというのは、この心のケアハウスに通えるというか通う対象者が46名、中学生の場合は46名ということだったのではないかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 不登校の児童生徒の数がそれでございます、当然ながら自分からさざんか教室に行きますというふうにならないと通所できませんので、今小野議員がおっしゃった数字はあくまでも不登校の数でございます、あ

くまでも本人の意思が優先されますので、本人が学校ではなくてさざんか教室に行きたいというふうなことになれば通所ということが可能ですけれども、本人の意識がなければなかなかこちらに出向くのは難しいし、学校に出向くのも難しいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） そういった意味合いでは、スーパーバイザーさんなりコーディネーターさんなりが今家庭訪問等を実施して、来るようにというようなことを促している段階だというふうに捉えていいわけですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

それでは、20ページの保健衛生費、予防接種経費でございます。今回風疹の抗体を持っていない人、特に男性なんですけれども、抗体検査を勧めて、その抗体価が小さかった場合には予防接種も受けてもらうというようなことを国全体挙げて実施するための予算かと思えます。ことしは昭和37年4月2日から54年4月1日、年齢でいうと39歳から58歳くらいになるんだろうと思うんですけれども、この方たちのうち前半の39歳から48歳の方たちを対象にというようなことを聞いたことがあるんですが、最初の昭和37年から54年、全対象者はどのくらいいて、ことしの対象者はどのくらいなのかというところをまず最初にお伺いできたらと思うんですが。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 全体の対象者ですが、今現在で3,741名になります。今年度の対象者につきましては、1,715名になります。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 3年間ということは、多分来年もやって、再来年は1年目、2年目で受けられなかった方に再度お願いしてというか、再度催促をして受けてもらうように促すのかななんてこちらでは考えておりますけれども、今回の集計先というのはどこになるんですか。ことし亘理町でどのくらいの方の人数の方が抗体検査をされたかというあたりの集計というのは、この集計先はどちらになるんでしょう。常時私たちが伺えるものなのかどうかという点。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） こちらは全国共通的なシステムになりますが、各都道府県に

あります国民健康保険団体連合会というところが抗体検査、あとは予防接種の集計先になります。そちらのほうから我々のほうに随時報告が来るというシステムになっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まず、16ページの新庁舎移転業務委託料なんですが、先ほど行政文書等ということだったんですけれども、この行政文書の中には機密文書的なものも入れた行政文書なのかということが1つ。

あと、18ページの幼児教育の無償化で職員の手当が800万円ですか、ふえているんですが、こちらのほうは人員補充というようなことで捉えていいのかどうかというのが2つ目。

3つ目が22ページの商工費の不動産鑑定料なんですが、こちらはどちらの不動産を鑑定なされるのか。

この3点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、一番最初の機密文書の部分も庁舎移転業務委託のほうに含まれるのかというご質問にお答えしたいと思います。もちろんこちらの庁舎のほうから新しい庁舎に全て荷物を動かすことになりますので、その中には機密文書も入ってくるようになると思います。ただ、その動かす時期については機密文書であれば直近とかそういう考え方は出てくるかもしれませんが、基本的には、基本的といいますか、全て運ぶという考えでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 幼児教育・保育無償化に伴うもので、職員手当等については職員の時間外勤務手当というふうになります。かかわる職員については大体13名、月30時間程度の時間外を想定しております。

あと、職員の不足分については、臨職の賃金ということで2名分を一応予定しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、商工振興事務経費の中の不動産の鑑定業務委託でございますけれども、こちらの場所につきましては荒浜の鳥の海歯科の南側、新

御狩屋の昔の仮設倉庫でございます。今現在、町のほうであの倉庫を使用させてもらっておりますけれども、そこは底地が民地なものですので、毎年地主さんのほうにお金を払ってお借りしている状況でございます。その地主さんのほうから、契約はことしまでで終わりにしたいということがございまして、できればその土地を町のほうで購入するという考えはないのかということが提案としてございました。その土地を返す場合は、原状復旧が基本ですので、更地にして、上のものも全部取り壊して返すというふうになります。さらに、今現在使っているのは倉庫でございますので、新たに倉庫を建築しなければならないと。そういったことも踏まえて、今検討しているのは購入した場合どのくらいの金額になるかという積算のために今回不動産鑑定を入れるものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 続けて、新庁舎移転なんですけれども、機密文書的なものも当然入るといことなんです、その際に委託の業者の選定手続の中に何か安全性というか、そういったものも含めて検討するのかどうかというのが1つですね。

あと、不動産鑑定で、ただいま壊して返さなければいけないということで、確かにちょっともったいないなという感じを受けるんですけども、不動産鑑定はこれからということなので、はっきりした数字はわからないかもしれないんですが、実際見込みとしてはどちらのほうが経費負担から言えば有利に働くというふうに捉えられているのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、運ぶ文書の中の機密文書関係で、安全性等を踏まえてそちらの業者に委託するののかという内容かと思うんですけども、今回の補正予算が可決いただけましたら、これからその仕様等を決めるような形になりますので、その中でその辺も含めて検討させていただければと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 取り壊した場合の費用を大体見積もらせていただいておりますけれども、取り壊しだけで1,330万円ほどかかります。そのほかに、新たにプレハブを建設した場合、これは暫定ですけども大体500万円ぐらにかかりますので、1,830万円ぐらいの経費がかかるのではないかと考えております。

この建物は、実は震災後、中小企業基盤整備機構というところに建設していただいたものでございますけれども、そちらの建設費が大体6,800万円ほどかけて建てた建物でございます。2棟ございまして、北側4店舗、南側3店舗、合計7店舗入る施設でございます。議員さん先ほどおっしゃったように非常にもったいない施設でございますので、今後取り壊さず、その場所を購入して、倉庫だけでなく、あいたところに対して貸し店舗なりを検討しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） ぜひあそこは角地でいい場所で、皆さん空き店舗で使っていた場所なので、何か利活用していただければと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 24ページでございます。上から2行目、復興関連盛土材確保事業費1,000万円。問題は、割山採取場盛土材切崩業務委託料、これの切り崩しと、それから終わったわけですが議案第45号、公共ゾーンの敷地造成工事、これは関連しているのかどうか。切り崩して、こっちに盛り土する。まずそれをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 割山の切り崩しにつきましては、今回計上しているのは復興交付金でございます。公共ゾーンの盛り土につきましては単独費となっておりますので、関連はございません。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6番（高野 進君） 割山の切り崩しだけということで捉えてよろしいんですね。

そこで、起重機とか何か入るわけですね、当然。その辺、近隣の方々に事前に説明をされて、安全に十分注意されるよう、要望ですけれども申し述べておきます。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの切り崩し事業につきましては、現在も、震災後ずっと継続しているものでございまして、当初計上したものよりも進捗が図られた部分がありましたので、補正ということになっておりますので、継続している都合上、改めて住民説明というのは考えてございませんが、安全施設関係については注意を払っていきたいと思います。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 予算書の9ページ、歳入の10款1項1目地方交付税で、10ページの説明欄の震災復興特別交付税2億2,829万6,000円の増額補正について、3点質問いたします。

震災復興特別交付税については、国から毎年交付されておりますけれども、この交付税の算定の項目、内訳はどのようなものがあるのか。

2点目ですけれども、この交付税は年に何回交付されるのか。

3点目、交付税の交付はいつまで続くのか。回答願います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、震災復興特別交付税についてのご質問3点でございますが、まず算定の内訳ということだと思っておりますけれども、今回予算計上しております部分につきましては、歳出予算でそれぞれ復興事業に追加補正した部分に対応するものになってございまして、まず避難道路の追加補正分に対しまして2,070万円、それから今お話がありました復興盛り土材関係で200万円、あとは新庁舎分といたしまして1億8,129万6,000円、保健福祉センター分としまして2,430万円という内訳になってございます。

そして、2番目の交付回数ということでございますけれども、こちらは年に2回となっております。9月と3月に毎年交付されてございます。

それと、これがいつまで続くのかということになりますが、震災復興特別交付税につきましてはご存じのように復興交付金事業の裏負担という考え方になりますので、基本的には復興期間の令和2年度までということになりますが、その先のことが今まだ見えておりませんが、継続して延びる可能性もございまして、その辺はまだ明らかにはされておられませんので、今後の話という形になってくるかと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 震災復興特別交付税については了解いたしました。

次に、予算書の19ページ、6款1項4目農業振興費で、20ページの備考欄、3節農業振興事務経費のうち、補助金として担い手確保・経営強化支援事業補助金について、担い手確保・経営強化支援事業の事業実施地区の内容はどのようなもの

なのか。

それと、次の次、亘理町農業次世代人材投資事業補助金について、農業次世代人材投資事業の内訳についてもあわせて回答願います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 初めに、担い手確保・経営強化支援事業の内容でございますが、榎袋の農業法人の1経営体がコンバイン、機械導入、それともう1件なんです。開墾場の、個人でございますが今年度法人化を予定しております農家が、トマトのハウスを、施設を導入するというような今回の補助金の申請の内容でございます。

続きまして、農業次世代人材投資事業補助金なんです。こちらは今回3名の補正予算を計上させていただいておりますが、お一方が長瀬の39歳の方なんです。施設園芸としてイチゴと露地野菜の方でございます。もうお一方は荒浜本郷の方なんです。こちらは38歳で、水稲と畜産関係の申請でございます。そしてもう1名の方が牛袋の方で23歳、こちらは水稲とイチゴの申請で、今回この3名で150万円ずつ、合計450万円という内訳でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 農業次世代人材投資事業の新規の就農者の定義である45歳未満については、現在50歳未満となっているようですけれども、どのような基準で年齢を設定しているのか、お答え願います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 議員から今お話あったとおり、今年度から45歳から50歳に引き上げられたと。こちらは国の要綱で変更になりましたので、町のほうでももちろん国の要綱に合わせて50歳に引き上げさせてもらっております。その背景には、補助金の期間の中で国が思っていた数値までどうしても達していないという現状がありまして、窓口を広げたというふうに町のほうでは考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 24ページです。多目的広場整備事業費です。これは予算の組み替えで、工事請負費の減額に伴って、先ほど議案提出の多目的広場管理棟の建設の業

務委託料というのと、それから電柱の移転ということで、130万円計上されておりますけれども、このまま事業を進めるということなんでしょうか。管理棟の建設とともに監理業務委託料も必要ですし、それから電柱の移転も必要になるのかなと思うんですけれども、これはちょっと組み合わない感じになるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 午前中に撤回させてもらった議案の関連なんですけれども、多目的広場の管理棟につきましては、仮契約が締結されておりますので、町としては進めていきたい事業ということで、今回こちらについてもこのまま計上させていただきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今仮契約という話で、先ほど撤回をしましたがけれども、また議案として提出するのをなるべく早くしてというような、今多分そういう思いなのかもしれないけれども、まだ何も進んでいないのに監理業務委託料とここに計上するのはどうなのかなと、そこら辺。電柱の移設等というのは絶対必要になると思うんですけれども、監理業務の委託に関して検討されなかったのでしょうか。これもあわせて先ほどはどのような検討をなされたのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ちょっと確認させていただきたいんですけれども、こちらの工事の現場に入ったときの監理でございまして、でき上がった後の運営管理とかそういう委託ではございませんので、そちらのほうをちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） いや、多目的広場管理棟新築工事監理、一つ一つ読むとそのように書いてあるものですから、新築工事監理というのは先ほど撤回したことではないのでしょうか。まずそこを、最後の質問です、私の。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） そのとおりで、工事が始まったときの現場の施工監理を第三者的コンサルに委託して、現場を適正にやってもらうための予算でございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 16ページ、新庁舎の件ですけれども、今回補正で3億5,100万円、工事費で3億2,000万円ほど上げていますけれども、あと保健福祉センターのほうで5,700万円かな。実際平成30年度の繰越額で行くと、大体10億1,000万円、11億円ぐらい繰り越ししていると。そのうち、今回の発注が約4億円ぐらいだよ、合わせて。そうした場合、今後だよ、今後あの新庁舎についてまた追加補正の事業費が出てくるのか、出てこないのか。小出しにまた追加補正、追加補正と出てくるものなのか、出てこないものなのか。減額額が10億円、今回は4億円の発注、繰り越しと合わせれば6億円の差があると。その分まだまだ小出しに出てくるものなのか、出てこないものなのか。その辺の内容について1つ伺います。

あと、レンタサイクルについては、観光協会のほうに業務委託するというような話で、町内を自転車で回る、その事業内容が見えてこないんだけど、どのような委託で、誰が管理して、何台用意して、無料だと言っているようだけれども、どのようにこのレンタサイクル事業を運営していくのか、事業の内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

あと、先ほど言ったけれども設計監理の話は、これは当初予算に載せてくるべき問題であって、工事費はちゃんと当初予算に載せているのに、一緒に抱き合わせるものだ。設計監理業務委託というのは。補正というのは、仮契約をしてから設計監理業務が出てくるなんていうのは後追いのことで、当初予算に出てきてちゃんと設計監理っていうのは必ず伴う。こういう管理棟を建てるのであれば、工事費と一緒に設計監理費を計上して載せるべきで、これは後追いで、こういうやり方はうそだ。やり方として。今後こういうことがあってはならないんだ。仮契約してから業務設計委託監理料を出してくるなんて。工事と一緒にセットなんだ、これは。その辺について答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、まず初めに新庁舎関係で今後追加等の補正が出てくるのかどうかというご質問なんですけれども、今考えている中では追加補正というのは今後はないものところのほうでは考えてございます。今回、30年度の予算で減額した分と31年度で追加で今回補正させてもらった分の乖離がやはりちょっと大きいというふうに確かに見て取れるんですけれども、30年度予算自体が当初予算を計上した際にまだ入札が終わっていない段階で、見込みの数字で30年

度は予算を計上しておりました。その後に入札がありまして、請差等も出ている関係でちょっと30年度は大きい数字になっていたものですから、今回その契約に基づく金額で最終的な出来高を計算した上で、必要額ということで今回追加補正した分で間に合うという考え方で予算計上させていただいております。以上になります。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、レンタサイクル事業について申し上げます。

レンタサイクル事業のこの寄附金200万円につきましては、これまでわたり温泉鳥の海のほうに施設整備費としてアサヒグループホールディングスさんのほうから数年間300万円ずついただいておりますけれども、2年前で寄附は終了という形でした。このたび、アサヒさんのほうから「今後も被災地に対して継続支援をしたいんだけれども、亘理町のほうでは何か必要なものはありますか」という問い合わせがございました。その際、以前より計画しておりましたレンタサイクル事業というのがあるんですけれども、そういったものに使わせてもらうわけにはいきませんかというこちらからの提案に対して、「事業計画を出していただければ会社のほうで検討します」という形で、その計画書を出させていただきました。その際に、自転車の購入費として200万円を寄附しますということで、自転車に関しましては20台を予定しております。その20台の自転車は、電動アシスト付きの自転車を予定しております。

観光協会への委託という形になりますけれども、そちらの運営そのものは亘理駅前の自転車置き場のところを中心に今考えております。西側の自転車置き場ですね。そここのところの管理人を、今亘理町のシルバー人材センターに行っておりますけれども、向こうのほうとの話し合いの中でそういった事業も受けることができますよというお話をいただきましたので、その事業に貸し出しの業務を追加という形で、観光協会のほうから逆に依頼するという形での運営になります。

貸し出しの方法につきましては、有料で今考えているんですけれども、金額についてはまだはっきりした数字は出してございません。なるべく低い額でやりたいと考えてございます。

貸し出しは、駅の西側のその場所で行いまして、返していただくのもその場所と。

どこでも返却できるというシステムは今のところできませんので、当初は貸す場所と返す場所は同じというふうに今のところ考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 多目的広場の管理棟の監理業務の委託につきましては、当初復興庁から認められていたのが工事請負費のみでございまして、そういう関係上、当初予算には盛り込むことができませんで、その後復興庁と協議して、補償費とこの委託費に流用の許可が出たものですから、ちょっと遅くはなったんですが今回補正させていただいた次第です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 庁舎建設基金のほうに今回1億3,000万円ほど繰り入れしているんですけども、まだまだ差額はあると思うんですね。10億円の繰り越しを戻して、今回は4億円だから、もっと差額が出るはずなんですけれども、その差額分についても今後は庁舎建設基金とか、または復興基金とかそういうところに繰り入れ予定になっているのか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 庁舎建設基金につきましては、今回の追加補正分を差し引きますと31年度末では今のところ1億6,300万円ほど残額が出るような状況となっております。このうち、今後公共ゾーン絡み、庁舎建設関係でもし使うような予定があれば、こちらを取り崩していくような形になろうかと思えます。

あと、復興交付金については、済みません、もう一度お願いいたします。（「どこに繰り入れるかということを知っているんです。復興基金に戻すのか、庁舎建設基金に入れるのかということで、要するに10億円と4億円の差額が6億円あったら、その使い道はどうするんだということです」の声あり）

予算については、あくまで必要分だけを今計上しているという形になりますので、今繰越金の中に流れている形になっておりますので、改めて積んだりする予定は今のところはございません。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 平成30年度の、戻し入れと言うのはおかしいけれども、繰越額が合

わせると約10億円ぐらいあると思うのね。庁舎のほうで8億7,000万円、そして保健福祉センターで2億6,000万円ほど繰り越ししているんですね。その繰越額が約11億円ぐらいになると。そうした場合、今回の建設事業に充てる金が約4億円から5億円だと。あと補正する見込みはなしというような答弁なので、その差額というのはどこに行くのかなと。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 大変失礼いたしました。今回の差額といたしますか、30年度においては専決処分でその辺の整理をしていますので、繰入額をその段階で減らすという形をとっておりますので、あくまで後から積み立てるといふ部分はないという考え方になります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。番号を言って、声を高く申し出てください。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 2つほどお尋ねいたします。

22ページの上のほうなんですけれども、土地改良区のほうに補助金という形で66万円出しているんですけれども、土地改良区の事業費の総額は幾らぐらいになるものなのかなということが1つです。

それから、16ページの参議院議員選挙の備品購入費、76万2,000円ですけれども、移動の仮設のスロープと書いてあるんですけれども、仮設のスロープというのは取り外しができるということで、選挙が終わったら取り外してどこかに保管するものなのか、それともずっとそこに仮置きで設置するものなのか、その2点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 初めに、土地改良施設補修事業の補助金についてご説明いたします。

こちらは町の施設でありまして、改良区のほうに管理をお願いしております荒浜第二排水機場の除じん機が今般破損したということでございまして、そのふぐあいが発見されましたので、これから台風シーズン、大雨シーズンを迎える前に、その補修費として半額、2分の1を町で負担して、補助金として交付するものということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 参議院議員選挙の備品購入費は、企画財政課長の説明の中で主なものということで仮設スロープということで説明しましたが、これについては逢隈第3投票所、高屋小学校の集会所にもともと木製のスロープがございました。それは選挙のたびに外しておったわけなんです、経年劣化によって傷みがひどかったということがありまして、今回は手すりつきのアルミ製の仮設のスロープを購入するものでございます。結構あそこの場所は勾配がきついもので、ただ、これを常設させるとなると子供たちの遊び場的なことにもなってしまうこともあるので、あくまでも仮設といたしますか、選挙が終わったら同じ高屋小学校のところにしまっておくというふうな形で今考えております。以上でございます。

（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 22ページの一番下のほうの土木費の中の改良工事です。800万円なんですけれども、当初予算を我々3月に議決していきまして、それから2カ月しかたたないのに今の時点で新規の改良工事が出てきたのかなというふうに思うんですけれども、なぜ今の時期にこの工事が議案として出てきたのか、まず最初にお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらは町道西河原線の道路改良工事分なんです、当初で計上できなかった理由といたしますのは、用地買収が必要でございまして、その用地の交渉というか買収までにちょっと時間がかかりまして、用地費を繰り越しまして、今年度5月23日に契約をいただきましたので、それを受けまして工事のほうを計上したものでございます。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 普通道路改良等の手当の部分だと、よく社総交なんかを使ったりは聞くんなんですけれども、今回720万円の借り入れをしています。借り入れをしてまで工事をする理由、緊急を要するのかどうか、その辺の説明をお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらは、議員おっしゃるとおり単独費で工事をするものでございまして、場所が6号線の牛袋に爆爆というラーメン屋さんがあるんですけれども、そこにつながるかなり鋭角な町道がありまして、舗装もかなり傷んでお

ります。そこら辺を含めまして、国交省と協議をしまいいりまして、本来ですと取りつけ協議ということではいろいろコンサルをかけて協議しなければならないんですけれども、あそこについては国交省のほうも、自分たちの管理する区域も入ってまして、その移管も30年度で行われたという経緯がありまして、早急に町のほうで手当してもらえらるんであれば簡易な協議で済ませるということがございまして、現状もかなり通行するのがひどいものですから、緊急性を感じて、今回上げさせていただきました。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 令和元年度亘理町一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号 令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第49号 令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第49号についてご説明を申し上げますので、令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きいただきます。

議案第49号 令和元年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億422万6,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出から説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費57万3,000円の増額でございますが、これにつきましてはことし10月に予定されております消費税の引き上げに伴いまして、介護報酬等の改定が行われるというようなことから、介護保険システムの改修が必要となりますので、その改修費として増額補正をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料1,338万9,000円の減額補正ですが、これも消費税引き上げに伴います介護保険法等関係法令の一部改正によりまして、低所得者の保険料軽減の強化が図られるというようなことから、軽減分を減額補正するものであります。

続きまして、8款1項4目事務費繰入金57万3,000円につきましては、歳出におけます介護保険システムの改修費の財源といたしまして増額補正するものと、5目低所得者保険料軽減事業繰入金1,338万9,000円の増額につきましては、低所得者の保険料軽減分を一般会計より同額追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 令和元年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 令和元年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第50号 令和元年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の水道事業会計補正予算書をご用意いたします。

1ページをお開きください。

議案第50号 令和元年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条 令和元年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、第1款第1項営業費用、既決予定額8億1,376万6,000円から627万5,000円を減額し、8億749万1,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出、第1款第1項建設改良費、既決予定額3億7,670万3,000円に786万4,000円を増額し、3億8,456万7,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

まず収益的支出、1款1項4目総係費の627万5,000円の減額につきましては、4月の人事異動の人件費の減によるものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

資本的支出、1款1項2目拡張事業費の455万円と3目改良事業費の331万4,000円の増額も、4月の人事異動の人件費によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 令和元年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件  
を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 令和元年度亘理町水道  
事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。休憩。

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亘理町  
町税条例等の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第15、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件  
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、承認第1号 亘理町町税条例等の一部を改正する条  
例についてご説明申し上げます。

議案書44ページをお開きください。

専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月29日、亘理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治

法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書45ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、寄附金税額控除の見直し等が行われたことに伴い、亶理町町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

平成31年度の地方税法の税制改正は、寄附金税額控除の特別控除の対象の見直し等に係る規定の整備、個人住民税における特別特定取得をした場合の住宅借入金等特別控除額の適用期間の延長、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の導入等が講じられたものでございます。

今回の改正は、総務省からの準則に倣い行っております。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

議案書は46ページ、新旧対照表は5ページからとなりますが、今回専決処分した内容につきましては、皆さんにお配りの別冊の配付資料、亶理町町税条例等の一部を改正する条例の改正概要でご説明申し上げますので、資料をお手元にご準備願います。

この条例につきましては、5条立ての改正となっております、第1条から第3条が町税条例の一部を改正するものとなり、第4条は平成28年に改正した条例の一部を、第5条は平成30年に改正いたしました条例の一部を改正するものとなっております。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

なお、法定及び条例改正等に伴う条項や文言の整理などにつきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、資料の1ページ、第1条による改正関係でございます。

(1)の第34条の7、附則第9条、附則第9条の2の改正は、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体について、ふるさと納税特別控除の対象外にすることができるよう、制度

の見直しを行うものでございます。返礼品の返礼割合は3割以下といたしまして、返礼品は地場産品とすることなど、寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体に対する寄附が特例控除対象寄附金とされたことによる規定の整備でございます。施行日は平成31年6月1日です。

(2)の附則第7条の3の2の改正は、現行の住宅借入金等特別控除の控除期間を消費税率が10%である住宅取得等に係る場合については、3年間延長いたしまして、現行の10年から13年に拡充するものでございます。施行日は平成31年4月1日でございます。

(3)の附則第10条の3の改正は、河川法に規定する高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定が新設されたものでございます。施行日は平成31年4月1日です。

(4)の附則第16条の改正は、軽自動車税の税率について、初回新規登録から13年を経過した車両への重課を平成31年度に限ったものにする規定でございます。また、平成29年度課税分に係る軽課規定を削除いたしまして、平成29年度及び平成30年度に初回新規登録を受けた環境負荷の少ないものについて、グリーン化特例として税率を軽減する規定が新設されたものでございます。施行日は平成31年4月1日です。

次に、第2条による改正関係でございます。

資料は2ページになります。

(5)の第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、単身児童扶養者の申告について、給与所得者及び年金所得者が単身児童扶養者に該当する場合は、扶養親族等申告書にその旨を記載する規定が新設されたものでございます。施行日は平成32年1月1日でございます。

(6)の附則第15条の2の改正は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した初回新規登録を受けた環境負荷の少ない自家用軽自動車の軽自動車税環境性能割について非課税とする臨時的軽減の規定が新設されたもので、施行日は平成31年10月1日です。

また、附則第15条の6の改正においては、軽自動車税環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定が新設されたもので、施行日は平成31年10月1日です。

(7) の附則第16条の改正は、初回新規登録から13年を経過した車両への重課の規定を整備し、平成31年度及び平成32年度に初回新規登録を受けた環境負荷の少ないものについてグリーン化特例として税率を軽減する規定が新設されたもので、施行日は平成31年10月1日です。

次に、第3条による改正関係でございます。

(8) の第24条の改正は、単身児童扶養者の非課税の規定について、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者で、ただし前年の合計所得金額が135万円以下の者を個人住民税の非課税措置の対象に加える改正でございます。施行日は平成33年1月1日です。

(9) の附則第16条の改正は、軽自動車税種別割の税率において、自家用の軽自動車税に限りグリーン化特例を縮減し規定、平成33年度及び平成34年度に初回新規登録を受けた環境負荷の少ないものについて税率を軽減する規定が新設されたもので、施行日は平成33年4月1日です。

次に、第4条による改正関係でございます。

(10) の第1条の2の改正は、軽自動車税のグリーン化特例を3段階で改正するに当たり、平成28年に一部改正した規定を整備するもので、施行日は平成31年4月1日です。

次に、第5条による改正関係でございます。

資料については3ページとなります。

(11) の平成30年改正条例(例)第1条の改正は、大法人の電子申告義務化に伴う提出方法の柔軟化及び災害その他の理由によるeLTAX障害発生時の宥恕規定その他所要の規定の整備で、施行日は平成31年4月1日です。

議案書62ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項といたしまして施行期日を、第2項及び第3項、第4項として町民税に関する経過措置を、第5条として固定資産税に関する経過措置を、第6項及び第7項並びに第8項として軽自動車税に関する経過措置をおのおの規定するものでございます。

以上で承認第1号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長(佐藤 實君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議

員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、承認第1号の資料のほうでお尋ねいたします。第2条関係の（6）、軽自動車税環境性能割の非課税及び特例というふうなことで、説明では10月1日から翌年の9月30日までの1年間に限っての臨時的な措置というふうなことで、1%の軽減が規定されておりますが、これはどういった目的、理由からこのような措置が臨時的に図られたのかというふうなことと、対象台数は何台想定しているのかというようなことをまずお聞きします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） この臨時的措置でございますが、自動車の取得時の負担感、消費税増税時の負担感を緩和するために、環境性能割の税率を1%臨時的に削減するものでございまして、台数につきましては117台を想定しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 続きまして、第3条関係の（8）の単身児童扶養者の非課税ですね。これは住民税の非課税の範囲に新たに単身児童扶養者が追加されたというふうなことになりますが、これまで非課税の範囲としては障害者、未成年者、寡婦、婦人ですね、夫、これは長らくここで固定されてきていたわけです。ここにどうして単身児童扶養者が新たに追加されたのか、この政策目的とは一体どういったことなのかというふうなことと、ここでどれくらいの対象者がいると想定しているのか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 単身児童扶養者の非課税に関するものにつきましては、子供の貧困に対応するために、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けて非課税措置がとられるものでございまして、こちらの人数につきましては平成32年度からの確定申告の際にその旨記載する事項がありまして、再来年度の申告からじゃないと、人数については今のところ把握していない状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第16 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町  
都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第16、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、承認第2号 亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書67ページ目をお開きください。

専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月29日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案書68ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたことにより、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

この改正につきましても、総務省からの準則に倣い行っております。

それでは、議案書の69ページ、新旧対照表45ページをお開き願います。

亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第2項は、「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。地方税法の改正による引用する条項等の整理に伴う見出しと本文を改正するものでございます。施行日は平成31年4月1日です。

附則第3項は、「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。地方税法の改正による引用する条項等の整理に伴う見出しと本文を改正するものでございます。施行日は平成31年4月1日です。

附則第14項の改正は、「第17項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第21項から第25項まで」に改め、「第31項、第42項から第44項まで若しくは第47項」を「第28項、第32項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める地方税法の改正による引用する条項等の整理に伴う本文を改正するものでございます。施行日は平成31年4月1日です。

議案書69ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として施行期日を、第2項及び第3項として経過措置をおのおの規定するものでございます。

以上で承認第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第17 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町

地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の  
課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

議長（佐藤 實君） 日程第17、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件  
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 承認第3号 亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産  
税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書71ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月30日、亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免  
除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定  
により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案書72ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の  
地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が改正され、平成31年3月30  
日に公布されたことに伴い、同意促進区域における固定資産税の課税免除に関す  
る基本計画の同意日が平成33年3月31日まで延長されたため、亶理町地域経済牽  
引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要  
が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の  
規定により、別紙のとおり専決処分をいたすものでございます。

議案書の73ページをお開きください。

新旧対照表は46ページになります。

亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一  
部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改めます。これは、  
地域経済牽引事業促進法の適用期間が2年延長されたことに伴う改正で、平成33

年3月31日までに基本計画が同意され、起算して5年を経過する日まで法に基づく対象施設を設置した事業者の固定資産税額3カ年分を免除するものでございます。施行日は公布の日からとなります。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第18 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第18、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書74ページをお開き願います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月29日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については、議案書75ページになります。

地方自治法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴い、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、議案書76ページになりますが、改正内容の説明については、別冊の条例新旧対照表を使用しますので、ご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は47ページ、承認第4号資料、亘理町国民健康保険税条例新旧対照表になります。

今回の改正内容は、2点になります。

まず1点目は、課税の限度額の改正でございます。国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護分の3種類で構成されておりますが、3種類それぞれに高額所得者に係る課税限度額が設定されており、今回はその3種類のうちの1つであります基礎課税分の課税の限度額を「58万円」から「61万円」に改正するものです。

新旧対照表では48ページになりますが、第2条第2項のただし書き以降にある基礎課税額の限度額を「58万円」から「61万円」に改正するものです。

また、同様に第23条につきましても、「58万円」を「61万円」に改正するものでございます。

続きまして、改正の2点目でございますが、国民健康保険税の減額、いわゆる国民健康保険税の軽減であり、その軽減範囲の拡充になります。

まず、国民健康保険税の軽減についてご説明を加えますと、加入者数で算定されます均等割及び1世帯につき算定される平等割を軽減するものでございます。軽減割合につきましては、7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つがありますが、今回そのうち5割軽減と2割軽減が対象になり、その軽減判定所得の算定の際に用いる係数を引き上げることにより、軽減範囲の拡充になるものでございます。

新旧対照表では48ページになりますが、第23条第1項第2号は5割軽減の規定になります。条文中の係数「27万5,000円」を「28万円」とし、第23条第1項第3号

は2割軽減の規定となります。その条文中の係数「50万円」を「51万円」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行し、改正後の亶理町国民健康保険税条例の規定は平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までの国民健康保険税につきましてはなお従前の例によります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今回、時間的余裕がないということでもありますけれども、国の法律、準則に例えば市町村が倣わなかった場合、罰則規定とかそういうものがあるのかないのか。要するに58万円から61万円まで基礎課税分が上がる、これをそのまま58万円に据え置いた場合、国から何か指導があったり罰則規定があるものかないものか、それについて伺います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） まず、限度額の算定を現行のまま58万円で行くということでペナルティー、罰則等がないのかという質問でございますが、国民健康保険の会計におきましては特別交付金というのが国から支給されております。その中の特別調整交付金につきましては、収入額と支出額の差に国の交付金が入るとというのが一般的な制度になっています。その収入の分において、取るべきお金の取らないということになれば、国から来るお金のまず収入の算定額が減らされる、それによってまた算定率が減らされるというような状況になります。その金額の試算については、30年度で言いますと今回の3万円課税がされた部分に対しまして約5万円分が入ってこなくなるような、今のところの試算でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今回の国民健康保険税の一部改正については、課税限度額の引き上げと低所得者に対する軽減拡大ということで、3種類の構成からなるというふうな説明でございますが、医療分として3万円アップになったわけでございます。そうしますと、3種類改正した場合のトータルが96万円になるのかな。61万円、19

万円、16万円、介護納付分も含めてですね。その該当者は何人になるのか。

また、低所得者に対する軽減拡大、7割についてはそのまま、5割については5,000円、2割については1万円、それぞれ基礎額プラスアルファで引き上げられております。それぞれの該当人数はどのくらいになるのか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） まず、あくまでこれは3月末の試算ということですのでよろしくお願いします。3月末の試算ですと、79世帯でございます。改正後、61万円で試算いたしますと、77世帯になります。ですので、その差額の2世帯分が58万円と61万円の間に入ってくるというように私たちのほうでは理解しております。

軽減の該当者についてでございますが、これは該当者というよりも世帯数で回答させていただきますが、まず5割軽減については現行で言いますと879世帯、改正後になりますと961世帯、82世帯が軽減の判定がされるという状況です。2割軽減につきましては、現行のままですと647世帯、今回改正後で試算いたしますと675世帯、28世帯が増になるということになります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 低所得者に対して、82世帯、28世帯がそれぞれ恩恵を受けるというふうなことになるかと思えます。所得割の税率については、この辺の変動というのはあるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 税率の変更は、今年度は実施しない方向で考えております。

当初予算にも計上させていただいておりますが、今回については国民健康保険の世帯は自然減が顕著に見えておりますが、その部分の税収入の減分については基金のほうで対応させていただいております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第19 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町  
介護保険条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第19、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、承認第5号についてご説明をいたしますので、議案書77ページをお開き願いたいと思います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月29日、亶理町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては、78ページになります。

専決処分書。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の負担金の算定等に関する省令が平成31年3月29日に公布され、亶理町介護保険条例において介護保険料の低所得者を対象とした減額割合が変更となることから、亶理町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

改正内容につきまして説明をいたしますので、議案書79ページ、新旧対照表につきましては50ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、ことし10月に実施されます消費税率引き上げにより

ます増収分を財源としまして、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減を強化するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたしたいと思います。

まず、第2条第2項につきましてでございますが、所得段階区分第1段階の第1号被保険者、こちらは生活保護受給者等の方になりますが、この方々の保険料を平成31年、32年、各年「3万1,590円」を「2万6,320円」とするものでございます。

次に第3項でございます。こちらは追加する項目になりますが、所得段階区分第2段階、こちらの方々は世帯全員が市町村民税非課税で、所得が80万円を超えて120万円以下の方が対象となりますが、第2項を準用しまして、保険料を「2万6,320円」を「4万3,870円」と読みかえることになりまして、これによりまして第2段階の保険料は改正前の年額「5万2,650円」から「4万3,870円」とするものでございます。

第4項につきましては、所得段階区分が第3段階、こちらは世帯全員が市町村民税非課税で第1・第2段階に該当しない方で、こちら第2項を準用し、読みかえることによりまして、保険料を改正前の年額「5万2,650円」から「5万890円」とするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしましてこの条例は平成31年4月1日から施行し、平成30年度以前の保険料についてはなお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第20 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第20、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

議案書80ページをお開き願います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月29日、東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については、議案書81ページになります。

東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正につきましては、厚生労働省通知により、国の財政支援の延長が示されたことに伴い、減免期間の1年間の延長と一部減免基準に関する文言の整理をあわせて改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、議案書82ページになりますが、説明については別冊の条例新旧対照表を使用しますので、ご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は51ページ、承認第6号資料、東日本大震災による被

災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例新旧対照表になります。

繰り返しの説明になりますが、今回の改正につきましては、減免期間の1年間の延長、つまりは年度の更新及び一部減免基準に関する文言の整理になります。なお、減免の対象者は、東日本大震災による福島原発事故の避難指示に係り亙理町民となられた方々になります。

新旧対照表では、第2条の保険税の減免基準に、年度更新に伴い、第4号中の「及び平成27年度」の文言を「、平成27年度、平成28年度及び平成29年度」に改め、文言の整理をするものです。

続きまして、第4条の減免の対象になる保険税については、「及び平成30年度相当分」を「、平成30年度相当分及び平成31年度相当分」に改め、「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第21 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度亙理町一般会計補正予算（第7号））

議長（佐藤 實君） 日程第21、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件

を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 承認第7号 平成30年度亙理町一般会計補正予算（第7号）

についてご説明いたします。

議案書83ページをお開き願います。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

平成31年3月29日、平成30年度亙理町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分とした。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次ページが専決処分書となります。

84ページをお開き願います。

専決処分書。

平成30年度亙理町一般会計補正予算（第7号）については、歳入における地方交付税外各種交付金、町債借入金の確定、歳出における新庁舎等建設事業費等の確定並びに防災備蓄倉庫整備事業費等において、繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

内容につきましては、別冊でお配りの平成30年度亙理町一般会計補正予算書（第7号）をご準備願います。

初めに、1ページをお開き願います。

平成30年度亙理町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13億7,662万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,067万1,000円とする。

第2条 繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条 地方債の補正。

地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。とするものでございます。

今回の補正の全体的な内容を申し上げますと、前回の3月補正予算成立後に各種の事業費及びそれに伴う国費、県費の補助金額、さらには各種基金からの繰入金額などが確定したことに伴い、減額補正したものが主なものでございます。

初めに歳出よりご説明申し上げますので、予算書の20ページ、21ページをお開き願います。

主に金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

初めに、2款総務費になりますが、1項6目企画費につきましては、細目20新庁舎等建設事業費として総額8億8,063万4,000円を減額補正するものです。主な減額の理由としましては、予算額と工事の進捗見合い等に伴う執行残などであり、先ほど議案第48号でご説明させていただきました令和元年度一般会計補正予算（第2号）の追加補正分とも連動するものでございます。

次に、3款民生費をご説明いたします。

22ページ、23ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費につきましては、説明欄のとおり子ども医療費支給経費について扶助費2,155万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、4款衛生費をご説明いたします。

1項1目保健衛生総務費につきましては、細目7保健福祉センター建設事業費として、委託料及び工事請負費を総額2億6,612万円減額するものでございます。こちら先ほどご説明しました新庁舎建設事業費と同様に、工事の進捗見合い等に伴う執行残でありまして、令和元年度一般会計補正予算（第2号）の追加補正分とも連動するものでございます。

続きまして、8款土木費をご説明いたします。

24ページになります。

1項1目土木総務費につきましては、総額6,477万3,000円を減額補正するものですが、防災集団移転促進事業の土地売り払いに伴う返還金について、予定した全てを売り払うことができなかったことから、返還金を減額補正するものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。

2項道路橋梁費につきましては、総額で2,081万円を減額補正するものですが、2目道路維持費、3目道路新設改良費、6目交通安全施設費において、予算と契

約額との請差から減額補正するものが主な理由です。

4項6目復興事業費につきましては、総額9,973万3,000円を減額するものですが、主な内容といたしましては、細目16避難道路新設整備事業費として2,985万2,000円を減額するほか、細目47津波浸水区域支援事業費として4,064万9,000円を、細目83防災広場整備事業費（公共ゾーン地区）として2,321万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。主な減額理由としては、工事の進捗見合いなどに伴う執行残の減額のほか、各事業の事業費が確定したことに伴う減額補正となります。

以上が歳出の主な内容です。

続いて、歳入をご説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻り願います。

2款地方譲与税以下、歳入の各項目につきましても、歳出同様、額の確定に伴い補正したものでございますが、主なものをご説明いたしますと、12ページの9款地方交付税につきましては、総額5億6,691万円を減額補正しておりますが、内訳といたしましては、細目1の普通交付税、そして細目2の特別地方交付税が、国の交付額の確定に伴い、合わせて1,456万円増額となっているほか、細目3震災復興特別交付税につきましては、平成30年度分の交付額の確定、そして過年度分交付の精算に伴い、5億8,147万円を減額するものでございます。

13款国庫支出金及び14款県支出金につきましては、歳出事業費の確定に伴い、国庫支出金については総額1,169万7,000円、県支出金につきましては377万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

14ページをお開き願います。

15款財産収入につきましては、2項1目不動産売却収入において防災集団移転先団地の売り払い収入として、予定した売り払いができなかったことから、6,683万4,000円を減額補正したものでございます。

16款寄附金につきましては、震災復旧・復興のための寄附やふるさと納税などを合わせまして、これまで計上していた予算額を上回る寄附を頂戴したため、総額508万1,000円を増額補正するものでございます。

続いて、17款繰入金につきましては、総額5億729万1,000円を減額補正しておりますが、内訳といたしましては、1項8目庁舎建設基金繰入金については、工事の進捗見合いなどから3億6,105万7,000円を減額補正しているほか、各種震災復

興事業の事業費が確定したことに伴い、1項10目震災復興基金繰入金については4,164万9,000円を、1項12目東日本大震災復興交付金基金繰入金については4,010万5,000円をそれぞれ減額補正しております。

最後に、1項1目財政調整基金繰入金についてであります。今回の補正の調整財源として6,448万円を減額補正したものでございます。

続きまして、19款諸収入をご説明いたします。

16ページをお開き願います。

4項1目雑入といたしまして、総額5,897万9,000円を追加補正しておりますが、3節企画財政雑入、細節22契約保証金として株式会社エムテックの破産に係る契約保証金3,449万6,000円を追加するほか、10節農林水産雑入、細節18県営農地整備事業負担金返還金として県営農地整備事業の精算による負担金返還金として2,147万1,000円を追加補正するものがその主なものでございます。

20款町債につきましては、総額2億7,870万円を減額補正しておりますが、それぞれの事業における進捗状況、実績額に基づき、追加・減額補正したものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

次に、4ページ、5ページにお戻りいただきまして、こちらをご説明いたします。

4ページです。

第2表 繰越明許費の補正についてご説明いたします。

初めに、繰越明許費の追加分になりますが、事業名で申しますと一番上の町道悠里東西線道路整備工事6,850万円から、表の下段、防災備蓄倉庫整備事業700万円までの9事業について、総額1億1,768万9,000円になりますが、それぞれの繰り越し限度額を設定するものでございます。

次に、下の表になりますが、変更分になりますが、側溝新設改良事業費から、海岸緩衝緑地整備事業（荒浜海岸緩衝緑地整備事業費）までの4事業において、事業の進捗状況から既に設定したそれぞれの限度額を変更するものでございます。

続きまして、5ページの第3表 地方債補正についてご説明いたします。

今回の変更につきましては、庁舎建設事業債を初めとする計6件の変更を計上しておりますが、それぞれの事業の進捗状況または実績に合わせまして、借入額

を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

最後に、地方債の補正の廃止になりますが、今回の廃止につきましては、公共ゾーン整備事業債において備考欄に記載のとおり公共ゾーン（南側駐車場）整備事業の進捗に伴い、発注はしたものの前払い等の請求、支払いがなかったことから、平成30年度の借り入れを取りやめるものでございます。

以上で承認第7号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は3時20分とします。休憩。

午後3時11分 休憩

午後3時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度  
亘理町一般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第22、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書についてご説明させていただきます。

議案書の85ページをお開きください。

平成30年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

この内容につきましては、これまでご承認いただいております繰越明許費について、繰越額が確定したことに伴いまして今回ご報告申し上げます。

繰越事業は、主に東日本大震災に関する復興事業及び社会資本整備総合交付金事業のほか、小中学校の空調機器設備事業等であり、個別事業といたしましては85ページの上段、2款1項、藤平橋国有林跡地整地工事、翌年度繰越額500万円から、次ページの86ページの下段、11款2項、公共土木施設災害復旧事業、翌年度繰越額1億7,937万6,000円までとなっております。これら全てを合計しますと、33事業、翌年度繰越額が合計で18億8,979万7,000円に確定したことを報告するものでございます。

以上で報告第6号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第23 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度  
亘理町公共下水道事業特別会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第23、報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案書の87ページをお開きください。

報告第7号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

なお、これにつきましても先ほど報告第6号で企画財政課長が報告しましたとおり、繰越額が確定したことにより報告するものでございます。

平成30年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、上段の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額が2億9,146万円、翌年度への繰越額2億1,066万円。下段の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、公共下水道事業（単独事業）、金額が6,506万円、翌年度への繰越額5,876万円。事業については2事業、合計いたしまして金額は3億5,652万円、翌年度繰越額が合計で2億6,942万円に確定したことにより報告するものでございます。

以上で報告第7号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第7号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第24 報告第8号 事故繰越し繰越計算書について（平成30年度  
亘理町一般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第24、報告第8号 事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第8号 事故繰越し繰越計算書についてご説明させていただきます。

88ページをお開き願います。

平成30年度亘理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

本件につきましては、平成30年度の一般会計予算におきまして、避けがたい事故により年度内の事業の完了ができなかったために、事故繰越により翌年度に繰り越したものでございます。

個別事業といたしましては、88ページ上段の2款1項、公共ゾーン構内道路整備工事をご説明いたしますと、支出負担行為額2,054万8,080円のうち、翌年度繰越額は1,054万8,080円となっております。事故繰越の理由といたしましては、右の説明にございますが新庁舎等の隣接工事の影響により、一部工事が実施できない区間があるなど、年度内の事業完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

以下、8款2項、道路新設改良事業、10款4項、亘理町史編纂事業について、それぞれ記載しておりますが、これらを合計しますと3事業で、支出負担行為額2,795万1,500円のうち、翌年度繰越額が1,691万4,080円に確定したことをご報告するものでございます。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第8号 事故繰越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第25 報告第9号 平成30年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書について

議長（佐藤 實君） 日程第25、報告第9号 平成30年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の平成30年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書をご用意ください。

1ページをお開きください。

報告第9号 平成30年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

なお、これにつきましても先ほどの報告第6号、報告第7号と同様に、繰越額が確定したことにより報告するものでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

内容でございますが、次の2ページをお開きください。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、改良事業費、翌年度への繰越額3,600 万円。これにつきましては、避難道路整備事業関連でございます荒浜江下線と橋本堀添線関連の 1 事業 2 工事の合計ということでございます。いずれも水道の工事でございます。

以上で報告第 9 号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第 9 号 平成30年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第 2 6 報告第 1 0 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 2 7 報告第 1 1 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 2 8 報告第 1 2 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 2 9 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 3 0 報告第 1 4 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 3 1 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

（以上 6 件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第26、報告第10号 専決処分の報告についてから日程第31、報告第15号 専決処分の報告についてまで、以上 6 件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 報告第10号から報告第15号まで、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、報告第10号から報告第15号までのご説明を一括してさせていただきます。

89ページをごらん願います。

報告第10号でございます。

今回の専決処分につきましては、平成31年3月8日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

90ページをごらん願います。

専決処分書になりますが、平成30年度（復交）町道橋本堀添線舗装（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

内容につきましては、91ページの資料をごらん願います。

契約変更年月日は、平成31年3月8日です。

請負金額は、変更後金額が8,548万920円であり、197万7,480円の減額であります。

契約の相手方は、株式会社芦名組でございます。

請負金額が減額となった主な理由は、町道橋本堀添線の舗装工事におきまして、交差する町道吉田浜南線があり、その吉田浜南線の盛り土については前年度以前に既に終えておりまして、本工事であわせて舗装工事を行うこととしておりました。ただ、その後の圃場整備事業により、一部現道の高さなどに変更があったことから、当初の設計より短い距離で現道に取りつけることとなったため、舗装工の一部を減工するものでございます。

工期については、変更はありません。

工事施工箇所等は、92ページに位置図、93ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第10号の説明を終わります。

続いて、報告第11号についてご説明いたします。

95ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、平成31年3月12日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った

ため、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

96ページをごらん願います。

専決処分書でございますが、平成30年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

内容につきましては、97ページの資料をごらん願います。

変更契約年月日は、平成31年3月12日です。

請負金額は、変更後金額が1億5,489万5,760円であり、204万9,840円の減額となっております。

契約の相手方は、田中建材輸送株式会社でございます。

減額となった主な理由は、工事概要に記載のとおり函渠工において当初の設計より掘削及び埋め戻しの土量が減工となったことによるものです。

工期につきましては、本工事と施工箇所が重複しております圃場整備事業を先行させたことから、令和元年6月30日まで延長しております。

工事の施工箇所等は、98ページに位置図、99ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第11号の説明を終わります。

続きまして、報告第12号をご説明いたしますので、議案書の102ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、平成31年3月12日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

103ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成30年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分を行ったものでございます。

内容につきましては、104ページの資料をごらん願います。

変更契約年月日は、平成31年3月12日です。

請負金額は、変更後金額が1億4,846万6,520円であり、111万3,480円の減額となっております。

契約の相手方は、田中建材輸送株式会社でございます。

請負金額が減額となった主な理由は、排水構造物工において流末として計画していた圃場整備事業の水路の設計変更に伴い、排水構造物の規格等の見直しを行ったことにより減工するものでございます。

工期につきましては、この工事につきましても圃場整備事業と施工箇所が重複しており、用水の開始時期とも関連する圃場整備工事を先行することとしたことから、工期を令和元年6月30日まで延長するものです。

工事施工箇所等は、105ページに位置図、106ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第12号の説明を終わります。

続きまして、報告第13号をご説明いたしますので、議案書108ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、平成31年3月19日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

109ページをごらん願います。

専決処分書になります。平成30年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものであります。

内容につきましては、次のページ、110ページの資料をごらん願います。

変更契約年月日は、平成31年3月19日になります。

請負金額は、変更後金額が6,889万7,520円であり、215万3,520円の増額です。

契約の相手方は、株式会社斎藤工務店でございます。

請負金額が増額となった主な理由は、町道荒浜大通線と町道神宮寺高屋線の交差

点部、高屋小学校の北側の交差点になりますが、その公安工において亘理警察署との協議により、安全確保のため歩車道境界ブロックの延長等を追加施工したことによるものです。

工期につきましては、比較的大規模なN T T柱の移設の関係があることから、令和元年9月30日まで工期を延長するものでございます。

工事施工箇所については、111ページに位置図、112ページ以降に平面図等を添付しておりますので、こちらをご参照願います。

以上で報告第13号の説明を終わります。

続きまして、報告第14号をご説明いたしますので、議案書の114ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、平成31年3月29日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

115ページをごらんください。

専決処分書になります。平成30年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事について、工事請負変更契約を契約する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

内容については、116ページの資料をごらん願います。

変更契約年月日は、平成31年3月29日になります。

請負金額は、変更後金額が1億4,916万2,040円であり、379万4,040円の増額となります。

契約の相手方は、株式会社芦名組でございます。

請負金額が増額となった主な理由は、本工事は社会資本整備総合交付金を活用して整備している路線になりますが、交付金の交付決定額に合わせてアスファルト舗装工の数量を調整の上、設計しておりました。しかしながら、入札の結果、請差が生じたことから、車道表層を交付決定金額に合わせて増工したことから増額となったものでございます。

工期につきましては、電力柱の移転工事に時間を要したため、一部で施工できな

い箇所が発生し、年度内の完成が難しかったことから、工期を令和元年5月31日まで延長しております。

工事施工箇所等については、117ページに位置図、118ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第14号の説明を終わります。

続いて、報告第15号をご説明いたします。

議案書の120ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、令和元年5月13日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

隣の121ページをごらん願います。

専決処分書になりますが、平成30年度互理第5-1号汚水枝線（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分をしたものでございます。

内容については、次のページ、122ページの資料をごらん願います。

第3回変更契約年月日は、令和元年5月13日です。

請負金額は、変更後金額が1億2,085万2,000円であり、97万2,000円の減額になります。

契約の相手方は、株式会社宮城林産でございます。

請負金額が減額となった主な理由は、民地内への公共ますの設置工において、地権者との調整を行った結果、宅地化する予定がない、または別の路線から取り出しを希望するなどの理由から、公共ますの設置工を減工したことなどによるものです。

工期につきましては、変更はありません。

工事施工箇所は、124ページを参照願います。

以上で報告第15号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第10号 専決処分の報告についてから報告第15号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますの

でご了承願います。

日程第32 報告第16号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び  
和解）

議長（佐藤 實君） 日程第32、報告第16号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第16号について説明申し上げます。

議案書125ページをお開き願います。

報告第16号 専決処分の報告について。

平成31年4月1日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の126ページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

平成31年1月23日に亙理町逢隈田沢字壇ノ越134番地1地先の町道浜道線で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、下記記載の専決事項の指定第2項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次の127ページをごらんいただきたいと思います。

1 和解の相手方 亙理町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏。

2 和解の内容

（1）亙理町は、本件事故に関し損害賠償費として、上記相手方に対し、金17万2,000円を支払うものとします。

事故の内容につきましては、当日気温が氷点下となる状況において、午前7時40分ごろ、通勤のため町道浜道線を西方向へ軽自動車で行進中、当該箇所に埋設されている水道管が漏水しており、路面凍結となっている中、スリップし、横転したもので、車両の修理代及びレッカー代が発生した事故となります。

（2）相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか、今後いかなる

事情が発生しても異議の申し立てをしないことを双方とも確約するものでございます。

以上で報告第16号についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第16号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第33 報告第17号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第33、報告第17号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第17号 専決処分の報告（賠償額の決定及び和解）についてご説明いたします。

議案書は128ページになります。

今回の専決処分につきましては、令和元年5月23日に損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

隣の129ページをごらん願います。

専決処分書でございますが、平成31年4月19日に亘理町字下小路15番地で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により、町の義務に属する損害賠償が1件につき120万円を超えない範囲であることから、専決処分したものでございます。

概要につきましては、130ページの別紙をごらん願います。

- 1 和解の相手方 亘理町〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇さんでございます。
- 2 和解の内容

（1）亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金10万4,760円を支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか、今後いかなる事情が発生しても異議申し立てをしないことを双方とも確約する。という内容でございます。

事故の内容につきましては、産業振興庁舎駐車場内の事故でありまして、公用車がバックをする際に、停車中の車の前部に衝突したという内容でございます。

なお、今回の公用車の事故につきましては、公用車の過失割合が100%であります。そのことから、既に相手方に対しまして賠償金10万4,760円が支払われております。

以上で報告第17号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第17号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第34 議案第51号 物品購入契約の締結について（平成31年度  
亘理町新庁舎収納備品購入）

議長（佐藤 實君） 日程第34、議案第51号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第51号 物品購入契約の締結についてご説明させていただきます。

追加議案書の1ページをお開きください。

こちらは物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、平成31年度亘理町新庁舎収納備品購入。今回の物品購入契約については、新庁舎への円滑な移行を行うため、新庁舎に係る備品のうち、収納関係の備品をまずもって購入する契約でございます。

契約金額については、3,314万3,000円。

契約の相手方は、合資会社石垣です。

なお、落札率は51.15%となりました。

入札の内容につきましては、2ページの資料をごらんください。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なもの、亘理町入札参加資格者名簿に物品購入、什器類または文具、事務用機器類として搭載されており、かつ宮城県内に本店または支店を有している事業者でございます。

入札参加業者は、ミヤックス、渡辺太陽堂、石垣の3社でございます。

入札回数は1回。

購入品目及び数量と仕様につきましては、4ページ以降に別紙の仕様書明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

受け渡し時期につきましては、令和元年10月31日と設定しております。

以上で議案第51号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） お伺いします。この仕様書を見ますと、5つのメーカーが指定されています。イトーキ、内田洋行、オカムラ、コクヨ、プラスというぐあいなんです。これのどこをとってもいいけれどもこの品番でというような指示があったわけなんですけれども、この3社のうち、それぞれこのメーカーを見積もってきたのか、その辺からお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 今回の仕様につきましては、まずメーカーについては大手5社ということで、どこのメーカーでも使えるような形で仕様をつくっております。そのことによって、参加業者がふえる、競争性が働くのかなということで、そのような仕様書をつくっております。

そして、今回参加しました3社につきましては、今仕様書を見ていただいていると思うんですけれども、今議員おっしゃったとおりこのどこのメーカーのものを使っても構わないということになっておりまして、この契約が今回議決いただきまして認められた後に、この落札された業者のほうからどのものを使うかということを改めて提出してもらうことになっておりますので、この入札の段階ではどちらのものを使うかというのはそれぞれの業者の考え方になりますので、どのも

のをということは私どものほうではそれはつかまえていない状況でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） そうしますと、どこのメーカーでもいいと。きちんとうちのほうで品番まで指定しているわけなので、それでいいということになるんだろうと思うんですけども、ところでこの入札価格を見ますと大分差があるわけなんですけれども、これをどういうふうにお考えになっているのか、その辺からお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 落札率が低かったということだと思っておりますけれども、正直なところ落札率が低かったことについては驚いているところはございます。ただ、利益率等についてはやはりでき上がった製品の購入ということになりますので、落札業者の仕入れであったり、落札業者の考え方ということになりますので、町のほうとしては落札率が低かったということについての内容についてはちょっとわからないというのが実情でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） では最後になりますが、先ほどお話がありましたようにどの仕様を使ってもいいよということだったわけなんですけれども、町としてはどこを指定するかとかそういったお考えはあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 仕様にも書いてありますとおり、どのメーカーのものを使っても構わないということでの入札をいただいておりますので、そちらは町としてどうこうという話はありません。出ているこの規格で納めていただくという考え方になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14 番（鈴木邦昭君） 今回、条件つき一般競争入札ということでございますけれども、例の事故がありましたね、あれ以降一般競争入札は予定価格の事前公表ということでありましたけれども、今回事前公表されているのかどうか、物品購入の場合はないのかどうか、その辺をお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 本町では、現在予定価格の公表というのを実施してございますが、あくまで工事案件についての予定価格の公表という考え方になっております。そのため、物品購入契約、委託業務等については予定価格は公表してございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 1つだけ。この5つのメーカーを指定されておりますが、何ををもって同等品というふうな判断基準をしているのか。つまり、製品にはまず大きさがありますね。あと材質、耐久性、機能性、使いやすさ、これらについてはどのように考えてこの5つの品番を指定しているのか。そこを具体的にご説明ください。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） まず、どのような考え方を持ってということなんですが、それぞれ必要とされる大きさといえますか、町のほうで考えている大きさなり耐久性等ございますので、それを満たす商品ということで、それぞれこのメーカーについて大きさ、そういったものを考慮して選定してございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、間違いなく品質は担保されているというふうに考えているわけですね。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） はい。そのように考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 物品購入契約の締結に

ついでに、この案件は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成31年度  
（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線外舗装  
工事）

議長（佐藤 實君） 日程第35、議案第52号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の17ページをお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成31年度（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線外舗装工事でございます。

請負金額は3,879万7,000円。

契約の相手方は、エム・エヌ建設株式会社でございます。

なお、落札率については74.3%でございました。

工事の内容につきましては、次ページ、18ページをお開きください。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、芦名組、阿部工務店、ウジエ道路工業、斎藤工務店、太田工務店、千石建設、阿部春建設、結城組、S S スチール開発、エム・エヌ建設、大幸建設、宮城建設工業の12社であります。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町字悠里1番地で、公共ゾーン内ということになります。

工事内容は、公共ゾーンの真ん中を東西に走る町道悠里東西線、延長407メートル及び南北に走ります町道悠里南北線、延長220メートルについて、舗装工、附属施設工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものです。

参考といたしまして、23ページ以降に平面図、断面図等を添付してございます。図面朱書きの部分が施工箇所になります。

工期につきましては、令和元年11月30日までと設定してございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私の言わんとしているのは、失格者が余りにも多いということがまず第1点。前回、辞退者がすごい多かったですね。平成30年度の前までは。例の事件があって以降、30年度ぐらいまでは辞退者、辞退者、もう辞退者が多いと。それで、辞退届はどうなっているかということで、一般質問でも上げさせていただきましたが、ただ「辞退します」だけだったんですね。それじゃいかんということで、やり直せということで、きちんと辞退届というのが出ました。そうすると、このようになった途端かどうかわかりませんが、辞退者が少なくなったんですね。そうしたら、今度見ましたら失格者が多くなったと。これはどういうことか把握しているかどうか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 辞退届との関係ということでお伺いされておりますが、辞退届とこの失格者が多かった関連はちょっとわかりかねる部分はあるんですけども、まず失格が多かったということについては最低制限価格を下回ったということでの失格という形になるもので、特に今回については舗装工事ということになります。工種が少なく、管理が余り複雑でないために業者が参加しやすい工事だったということで、入札に参加した業者が多かったと思われ。ただ、失格、最低制限価格を下回ったということについては、入札の利益率といいますか、業者ごとの積算が違ふと思われ。そこまで失格が多かったということについてはまだちょっとわからないという状況でございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 今回74.3%ということで、定価に対して74.3掛けだと思いませんか。町のほうでは何掛けぐらいで最低制限価格を決めているのかわかりませんが、とにかくそれ以上低かったということは、ちょっと私もわからないところがあるんですけれども、失格者が余りにも多いということは、74.3%が一番下で、当確ということですよ。それよりも全部が低かったということなんですか。全員が。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 今議員がおっしゃるとおり、失格者につきましては最低制限価格を下回ったというものの失格ということになります。（「それだけね。はい」の声あり）

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7 番（安藤美重子君） お尋ねしたいんですけれども、この道路の舗装なんですけれども、午前中にした議案第45号のところで、公共ゾーンの敷地の造成工事というのが同じ時期に行われるわけなんですけれども、北側のところですが、そこと今の舗装工事と工事車両がバッティングするとかというようなことはなく、舗装工事のほうも同時進行でするようになるのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事車両の重複につきましては、なるべく順番的には盛り土の造成工事を先にしてもらって、その後に舗装して、きれいな状態を保つというのを考えてございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

1 3 番（百井いと子君） 先ほどと関連するんですけれども、予定価格を事前に公表していますよね。それなのに、失格会社が余りにも多いということは、よく解せないんですけれども。事前公表しているにもかかわらずですよ、予定価格を。予定価格が事前公表されているのに、どうして失格者が余りにも多いのかということは町では把握しているんですか。もう一度お答え願いたいと思うんですけれども。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） まずもって、先ほどもご説明いたしましたとおり、工事案件につきましては予定価格というものを設定してございます。ですから、入札に参

加した業者につきましては基本的にはその予定価格を下回る金額で入札をしていくこととなります。ただ、町のほうではやはりご存じのように品質の確保、またはダンピングの防止等、そういったことを踏まえまして、最低制限価格、業者のほうで入札する金額がこれ以上でないという最低制限価格というもの公表はしていませんが設けてございます。この失格した業者については、その最低制限価格をさらに下回って入札されたということで、失格となったものがございます。以上です。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第36、議案第53号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第53号をご説明させていただきます。

議案書の25ページをお開き願います。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定

により議会の議決を求めるものでございます。

工事名については、平成31年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事になります。

請負金額は1億4,362万7,000円で、契約の相手方は株式会社岩佐組でございます。

なお、落札率については75.28%となっております。

工事の内容につきましては、次の26ページ、27ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものについては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者につきましては、同事建設、渡辺工務店、阿部工務店、斎藤工務店、田中建材輸送、八木工務店、阿部春建設、岩佐組、結城組、保志工務店の10社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町吉田字村地内外で、29ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事といたしまして延長605メートルの区画において盛り土工、排水工、函渠工、舗装工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

なお、30ページには平面図、31ページには横断図を添付してございますので、ご参照願います。

工期につきましては、令和2年3月31日までと設定しております。

以上で議案第53号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） この着工する工事施工区間なんですけど、きのう実は見てきたんですけども、今回施工するエリアに田んぼが2枚絡んでいるんですけど、1つは現在水田、もう苗が植えてありまして、あともう1カ所は耕作放棄地というか、更地

みたいになっているね。何も植えてない部分なんですけど、この資料の左側の朱書きのところは盛り土も何もない。だから、ここは盛り土をして舗装するのかなと。短い部分。ちょっと長さはわかりませんが。左側の長いところのこの朱書きの部分は全部盛り土をして、これから舗装する箇所なのかなと見てきたんです。

それで、問題は右側の田んぼになっている部分、ここに盛り土をして舗装するのかなというふうに思うんですが、その辺の確認。それが1点。

あともう一つは、全体的にこの区間、真ん中だけ残っていますよね。ここが未着工部分です。それはわかるんですが、トータルであとどのくらい残っているのか。いいですか。避難道路橋本堀添線はたしか私の記憶だと4.7キロメートルぐらいあったのかなと。そのうち、残りはどのくらい未着工になるのかですね。その辺をまずお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回発注した区間ですが、資料の30ページにございますが、北側140メートルが盛り土、こちらの分は町で用地買収が済んでいるので、そこに盛り土をいたします。今現在田んぼに苗が植えられているところにつきましては、町の用地ではないので、その部分は工事はいたしません。あと、南については465メートル舗装となります。30ページの図面で色が抜けている部分、こちらが未着工の部分なんですけど、現在橋本堀添線で着工できないのはこの部分だけとなっております。南のほうにまだ未着手に見えるところもあるんですが、そちらについてはもう発注済みでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） そうしますと、ここは町の土地でないから稲作、田んぼに苗を植えてもいいんだと。整備したのは、圃場整備でやったんだよね、きちんと。私うんと疑問に思っていたんですが、圃場整備で整備してくれて、どうぞ植えてくださいと、何か反対の人に町、国が工事をやってくれて、そしてこのど真ん中に田んぼを植えているんですね。だから、その辺ちょっと見たほうがいいのか。その辺、かなり私疑問を持っています。要はそういう現状にあります。

それで、ここだけだと。これは何メートルぐらいになるんですかね。残の部分。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） まず、最初の田んぼを植えているというところにつきましては、この橋本堀添線に影響する路線は圃場整備の区域外になっておりますので、圃場整備の用地に植えているのではなくて、圃場整備にまざらない土地に植えているのではないのかなと思っております。

あと、残りの区間ですが、ちょっとはつきりした数字を持っていないんですけれども、300メートル前後だったかと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 済みません、単純な質問なんですけれども、実は長い部分、南側のところは舗装工ですよ。舗装ですよ。そして、北側のところが盛り土工。この舗装と盛り土って全然違うものなのに、1つの事業として道路新設工事という名称は使えるものなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 道路改良なり道路新設といいますと、盛り土して舗装するというのを今まで橋本堀添線に限らず避難道路でやってきておりますので、箇所は飛んでおりますが、工種としては問題ないと考えております。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） そうしましたら、今回舗装する465メートルというところの工事を発注したところは、もしかしたらこの業者さんではないかもしれないんですよ。舗装だけですよ、今回はね。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この下地の部分というか、盛り土は下層路盤の付近で終わっているんですけれども、そちらは別の業者で仕上げたものとなっております。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） では、今回する盛り土工事の140メートルというのも、舗装する場合はもう一回入札をかけるということになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 140メートルのほうはまだ残工事もございますので、そちらと合わせて発注するようになるかと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 将来のことだけれども、この私有地、着工していないところ、どのような形でこれをやろうとするのか。代執行で強制執行をかけるのか。ここまでやってきて、ここの区間、約300メートルですか、いつまでも待ってられないと思うのね。そうした場合のやり方、どのような強制執行をかけてやるのか、それとも用地交渉で一生懸命相手と交渉するものか、その辺のやり方について1つ伺います。

議 長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 用地の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり1名の方の用地の協力がいまだいただけてございません。任意での交渉は進めさせていただいておるんですけれども、いまだに協力をいただけていないということがありまして、並行しまして現在収用裁決の手續につきまして宮城県と協議を進めているところでございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第54号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）町道東街道線舗装補修工事）

日程第38 議案第55号 工事請負契約の締結について（平成31年度（復交）町道南新田芝西道線舗装補修工事）

議 長（佐藤 實君） 日程第37、議案第54号 工事請負契約の締結について及び日程第38、

議案第55号 工事請負契約の締結についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第54号から議案第55号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第54号及び議案第55号についてご説明申し上げます。

この2つの議案につきましては、東日本大震災に係る復旧・復興事業で傷んだ道路の舗装補修を、復興交付金を活用し施工する事業でございます。

それでは、32ページをごらん願います。

議案第54号 工事請負契約の締結についてですが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成31年度（復交）町道東街道線舗装補修工事になります。

請負金額は6,985万円です。

契約の相手方は、株式会社ウジエ道路工業です。

なお、落札率については74.41%でございました。

工事の内容につきましては、次の33ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、芦名組、阿部工務店、ウジエ道路工業、東北ニチレキ工事、斎藤工務店、奥山工業、太田工務店、日広建設、結城組、SSスチール開発、Tsロード、大幸建設、宮城建設工業の13社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町長瀨字坂下地内外で、37ページの位置図を参照願います。

工事の内容については、舗装工事として延長910メートルの区画において、舗装工に関し車道表層、上層路盤、路上路盤再生、区画線設置について、記載の仕様

により施工するものでございます。

なお、38ページには平面図、39ページには断面図を添付しておりますので、ご参照願います。

工期につきましては、令和元年11月30日までと設定しております。

以上で議案第54号の説明を終わります。

続きまして、議案第55号をご説明いたします。

40ページをお開き願います。

議案第55号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成31年度（復交）町道南新田芝西線舗装補修工事になります。

請負金額は4,658万5,000円で、契約の相手方は株式会社ウジェ道路工業です。

なお、落札率は73.88%でございました。

工事の内容については、隣の41ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものについては、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている業者ということになります。

入札参加業者は、芦名組、阿部工務店、ウジェ道路工業、東北ニチレキ工事、斎藤工務店、奥山工業、太田工務店、結城組、S S スチール開発、Tsロード、大幸建設、宮城建設工業の12社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町吉田字中新田地内外で、45ページの位置図を参照願います。

工事内容は、舗装工事として延長1,230メートルの区画において、舗装工に関し車道表層、上層路盤、路上路盤再生、区画線設置について、記載の仕様により施工するものでございます。

なお、46ページには平面図、47ページには断面図を添付してございますので、ご参照願います。

工期については、令和元年11月30日までと設定しております。

以上で議案第55号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第54号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 東街道の道路なんですけれども、この地図を見ますと中條沢の北側のところになっているんですけれども、私はこの中條沢の沢のところあたりまでが舗装に値するのではないかなと思うんですけれども、どうしてここで終わっているのか、お尋ねします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらも復興交付金の事業でございます、復興庁と、現地調査ではないんですが机上での調査と、あと写真の判定で起終点が決めておられてまして、町のほうでは中條沢まで要望はしてございますので、請残を使っていか協議しなければならないんですが、なるべく中條沢までは工事をしたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） お尋ねいたします。39ページに断面図があるんですけれども、今回の工事は、次の工事もそうですけれども、路上路盤再生工が入っていますよね。通常ですと、路上路盤再生工というか、私ちょっとこの工法はわかりませんが、いずれ現在ある舗装を壊して、それを再生するというか、やるというような形になると思うんですけれども、ここでこの工法を使っている理由というか、震災復興でやる部分については全部この工法でやっているということなのかどうかかわからないんですけれども、その選定の理由を教えてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの工法を選定するまでには、一般的な、舗装を剥いで路盤を入れかえして、また舗装をやり直すというような工法と、この路上路盤再生工といろいろ検討して、復興庁のほうで経費の面でこちらが有利であるということでこれに決定されております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そうすると、路盤をつくるわけなので、現場で恐らくやると思うんですよね。どういう機械でやるかわからないけれども、セメントを使って、あと剥いだ碎石なり、あるいは舗装を粉々にしてというような形でやると思うんですけれども、そうすると一つはその分だけ工期が長くなるのかなんていうふうな心配はちょっとあるんだけど、そうでないのかなど。リサイクルするということではすごくいいことではあるんだけど、そういった工期の関係、あるいは例えばここだと結構広いから3メートルくらいかな、前面打ちかえは1回にやるわけじゃなくて半分半分やると思うんだけど、それでも大丈夫な、そういう施工になっているのかどうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの交付金をいただくときに、今回は2路線なんですけど、全部で4路線ございまして、復興庁で認めたのが、ここは舗装2層なんですけど、1層のを標準として見ておりまして、1層の場合ですと舗装の上にセメントをまいて、そのまま攪拌して、それを路盤に使って、ならしてまたその上に舗装というやり方をするんですけれども、今回の2カ所の現場につきましては舗装が11センチメートルございまして、今ある機械ではかきまぜられないというか、厚過ぎてできないということで、舗装はバックホーなり切削機で1回剥いで、やるようなことになります。そして、舗装を剥ぎ終わったら、路盤の上にセメントをまけて攪拌して、施工するときは片側交互通行で施工するようになるかと思いません。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 要するに、これをやると工期としては長くなってしまうということですね。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 1層の5センチメートル舗装ですと、工期が短縮されるというような工法となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤 實君） 次に、議案第55号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 47ページの断面図を見ますと、道路東側だけが工事の対象になっているんですね。ちょっと珍しい工事かなと思うんですけども、これはどういうふうな理由か。あと、その西側を日を改めてするのかどうか、その辺を含めて答弁願います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） これを採択する時点では、両側で申請していたんですが、その後にはガスパイプラインの工事がありまして、ちょうどこの部分はパイプライン側で復旧していただいたので、半分に減ったというものでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第39 議案第56号 工事請負契約の締結について（平成30年度  
亘理町立亘理小学校空調設備改修工事（繰  
越））

日程第40 議案第57号 工事請負契約の締結について（平成30年度  
亘理町立逢隈小学校空調設備改修工事（繰  
越））

日程第41 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成30年度  
亘理町立亘理中学校空調設備改修工事（繰  
越））

議長（佐藤 實君） 日程第39、議案第56号 工事請負契約の締結についてから日程第41、  
議案第58号 工事請負契約の締結についてまでの以上3件は関連がありますので、  
一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第56号から議案第58号について、当局からの提案理由の説明を  
求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第56号から議案第58号までの3件の議案につ  
いてご説明申し上げます。

この3件の議案につきましては、国の交付金を受けて小中学校のエアコンを整備  
する事業であります。

それでは、議案書の48ページをお開き願います。

議案第56号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定  
により議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成30年度亘理町立亘理小学校空調設備改修工事（繰  
越）でございます。

請負金額は5,080万3,500円。

契約の相手方は、株式会社大光電気でございます。

なお、落札率は79.99%でございました。

工事の内容につきましては、隣、49ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に電気工事部門で登録がありまして、かつ仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店または支店を有する事業者で、建設業法による電気工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、昱機電、光和電設、大光電気、日比谷総合設備の4社となっております。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町字下小路22番地2、工事名のとおり亘理小学校ということになります。

工事の内容につきましては、亘理小学校内の各教室に計27組のエアコン等を設置するもので、記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、52ページ以降に各階の平面図を添付しております。

工期につきましては、令和元年11月30日までと設定しております。

以上で議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案書の56ページをお開き願います。

議案第57号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案第57号につきましても、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成30年度亘理町立逢隈小学校空調設備改修工事（繰越）でございます。

請負金額は5,159万円。

契約の相手方は、日本ビルコン株式会社南東北支社でございます。

なお、落札率は80.72%でございました。

工事の内容につきましては、隣の57ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に電気工事部門で登録がありまして、かつ仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店または支店を有する事業者で、建設業法による電気工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、光和電設、日本ビルコン、大光電気、堀内電気、浅海電気の5社でございます。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町逢隈田沢字鈴木堀93番地1、逢隈小学校になります。

工事の内容につきましては、逢隈小学校内の各教室に計24組のエアコン等を設置するもので、記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、60ページ以降に各階の平面図を添付しております。

工期につきましては、令和元年11月30日までと設定しております。

以上で議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案書の63ページをお開き願います。

議案第58号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案第58号につきましても、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成30年度亘理町立亘理中学校空調設備改修工事（繰越）でございます。

請負金額は5,962万円。

契約の相手方は、株式会社光和電設でございます。

なお、落札率は84%でございました。

工事の内容につきましては、次の64ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年5月31日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものについては、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に電気工事部門で登録があり、かつ仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店または支店を有する事業者で、建設業法による電気工事について総合評定値が700点以

上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、昱機電、光和電設、ダイダン、高橋電機工業所、大光電気、堀内電気、日比谷総合設備の7社となっております。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町字沼頭1番地、亘理中学校ということになります。

工事内容は、亘理中学校内の各教室に計22組のエアコン等を設置するもので、記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、67ページ以降に各階の平面図を添付してございます。

工期につきましては、令和元年11月30日までと設定しております。

以上で議案第58号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりましたが、ここで会議時間の延長をお知らせします。会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第56号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 3つの亘理小学校、逢隈小学校、亘理中学校の説明があったんですが、最初に亘理小学校だけが天吊型シングルを使うというふうになっているあたり、ツインとシングルがあって、何でこれを選んでいるのかというあたり、それをまずお伺いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 亘理小学校につきましては、教室の中に輻射暖房がありまして、通常ツインでやっているんですが、ツインは2つ入るんですけども、2つ入るスペースがなくて、1つにしているというのが25基と、その下のシングル2基というのは、普通教室を半分に仕切ったような大きさの教室が2階に2つありまして、部屋が半分なので能力も小さく、シングルで能力も半分のを2基という設置の仕方となっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤 實君） 次に、議案第57号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤 實君） 次に、議案第58号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） この3本について関連した質問を行います。当町は小学校6校、中学校4校ございますが、夏は一どきにやってくるわけで、今後荒小、長小、高小、吉小、あと中学校は吉中、荒中、逢中、今後の工事の進捗はどのような計画をしているんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 町内に全部で10校の小中学校があるわけなんですけど、今回議案となりましたのは3件ですが、残りの7件についても既に発注済みでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 今回の工事発注は、2つの小学校と1つの中学校というようなことで、線路から西側というようなことで、こちらのほうを優先した理由というのはあるんですか。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この3校につきましては、議決を得るという手続きがございまして、そこで期間がかかるものですから、一番先に発注はしてございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） この空調機なんですけれども、日本で販売しているメーカーさんは多分10社くらいあると思うんですね。それで、この3つの事業に関してはどこのメーカーのこの型番を使うというのは決まっているんですか。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 型番までは指定はしていなくて、図面に形を載せているんですが、この能力を満足する機種ということで、業者側から承認をもらいまして、それで承認するというような形になります。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 10社か何社かわかりませんが、そのメーカーさんでいろいろ特徴とかがあると思うんですね。多分エコとか、メンテが意外に簡単とか。その中で、今全国的にこの空調機を整備する中で品薄になっているのが考えられます。そのときに、粗悪な品物でないと納期まで間に合わなくなるというようなことがちょっと心配、懸念される部分があるんですけれども、それは十分に気をつけてやってもらえればと思うんですけれども、その辺の対策といいますか、どう考えているか。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 発注する時点でもそのようなことは心配されておりましたので、市場調査をいたしましたところ、室内機と室外機については在庫はまだ確保できるというような状態がございました。ただし、既に発注した議案にならない工事のほうで、業者のほうから話が来ているんですが、キュービクルについて受注生産になるので、ある程度の期間、想定している期間よりはかかってしまうようなお話は出始めてございます。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） よろしければ、この3校以外の学校の落札価格を教えてください。と思いたしますが。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 荒浜小学校につきましては、3,067万6,800円です。吉田小学校が1,800万400円です。長瀬小学校は2,908万4,000円、次に高屋小学校、1,985万5,000円、次に荒浜中学校、1,277万4,300円、次に吉田中学校、2,418万9,000円でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 確認なんですけれども、これは11月30日までに取りつけるということなんですけれども、工事作業というのは授業が終わってから夜間になるのか、早朝になるか、授業中は絶対工事はないと思うんですけれども、確認です。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 授業があるときは、音が出ますので当然できなくなりますので、あくまでも休日にやっていただくように考えております。それから、例えば空き教室がある学校においては、その間ちょっと授業を別なところでやっていただいて、そこで工事をするというようなやり方もやっていきたいなというふうには考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） これからもまたそれぞれ学校に設置していくわけなんですけれども、この機械が故障した場合、保証期間は設けているのかどうか、契約書にそういったものは設けているのかどうか、その点確認します。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 新品で買うものがございますので、その期間はあると思いますが、はっきり何年というのはちょっと手持ちがございませんので、保証期間はあるということで、お願いします。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 保証期間があるというのはわかりましたけれども、それはやはりしっかり決めてやりませんと、また何が足りない、これが足りない、また補正を組みます、そういうことはやらないようにしていただきたい。やはり新品である以

上はですね。その辺について。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 通常工事ですと、瑕疵期間が2年、あと重大な瑕疵があれば10年ということがございますので、それに該当するようであれば業者側にもそこから辺は補償させたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

#### 日程第42 議案第59号 監査委員の選任について

議長（佐藤 實君） 日程第42、議案第59号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） 議案第59号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第195条の規定により、市町村においては2名の監査委員を置くことが定められており、また同法第196条において議員のうちから1名を選任するほか、人格が高潔で、識見を有する者を議会の同意を得た上で選任することとなっております。

また、職務につきましては、地方自治法第199条の規定によりまして、町の財務

に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行う、まさに重要な職務となっております。

議員の皆様もご承知のとおり、見識を有する者のうちから選任される監査委員の任期が令和元年6月30日をもって任期満了となるため、澤井俊一氏の後任として渋谷憲之氏を選任いたしたく、ご提案を申し上げる次第でございます。

それでは、渋谷憲之氏の経歴等につきまして、議案によりご説明申し上げます。

本籍、住所とも亙理町字中町東160番地2。

氏名は渋谷憲之氏。

生年月日は昭和29年7月23日、64歳であります。

経歴につきましては記載のとおりでございますが、昭和52年3月に東北学院大学経済学部経済学科をご卒業され、同年4月に株式会社七十七銀行に入行されました。以降、営業渉外部調査役を初め監査部検査役、小松島支店長、総務部調査役、さらには総務部用度課長といった重要なポストを歴任され、定年退職後には宮城商事株式会社に勤務されております。

今回の人事案件の提案に当たり、熟慮した結果、金融機関において経理、監査等に携わられ、多くの経験とすぐれた見識を有した人格高潔である渋谷憲之氏が監査委員として最適任であると考え、ご提案申し上げさせていただきます。

つきましては、議員の皆様のご賛同を得まして、ご同意くださいますようお願い申し上げます、ご提案説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、議案第59号 監査委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第59号 監査委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第43 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第43、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### 日程第44 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第44、委員会の閉会中の先進地視察調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年6月第24回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時57分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 実

署名議員 熊田 芳子

署名議員 佐藤 アヤ